

Japanese
Association of
Sociology of Law

www.jasl.info

2014年度
日本法社会学会
学术大会

於：大阪大学

2014年5月9日(金)～11日(日)

2014 年度学術大会開催のご案内

2014 年度学術大会が、5 月 10 日（土）・11 日（日）の両日、大阪大学豊中キャンパス（大阪府豊中市待兼山町 1-6）「法経講義棟」にて開催されます（受付は「法経講義棟」1 階）。

各分科会およびミニシンポジウム等の部屋割りは皆さまの参加希望をふまえて決定し、当日に会場をご案内いたします。会員の皆さまは、別途郵送されている大会出欠葉書にて、出欠および参加予定分科会をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

会場へのアクセス方法は、本プログラム集巻末の会場案内をご参照ください。また、大阪大学のウェブサイトの地図（<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/access/toyonaka/toyonaka.html>）もご参照ください。

会場に関するお問い合わせは、開催校の福井康太会員（ktfukui@law.osaka-u.ac.jp）までお願いいたします。プログラム全般については、学術大会運営委員会の佐藤岩夫会員（iwsato@iss.u-tokyo.ac.jp）までお問い合わせください。

会員総会のご案内

5 月 10 日（土）13 時 30 分より会員総会が開催されます。議事次第は以下の通りです。

1. 議長選出
2. 理事長挨拶
3. 開催校代表挨拶
4. 2013 年度活動報告
5. 2013 年度決算報告
6. 2014 年度予算案の提案
7. 理事選挙結果の報告および推薦理事・監事の提案
8. 学術会議に関する報告
9. 学会奨励賞受賞者表彰式
10. その他

懇親会のご案内

日時：5 月 10 日（土）夕刻（学術大会終了後の 18 時 30 分頃からを予定）

会場：大阪大学豊中福利会館 4 階（大阪大学豊中キャンパス内）

費用：一般会員 6,000 円、学生会員 4,000 円

出欠回答のお願い：参加ご希望を別途郵送されている大会出欠葉書にてご連絡ください。

昼食のご案内

5 月 10 日（土）、11 日（日）とも開催校で昼食の弁当（お茶付 1,000 円）を用意いたします。大会期間中の昼食時、日曜日以外は豊中キャンパス内のコンビニおよび食堂は営業する予定ですが、混雑することが予想されます。また、学外の食堂・レストラン等までは若干距離があります。大会に参加される皆さまには弁当の注文をお勧めします。

申込のお願い：弁当を希望される方は別途郵送されている大会出欠葉書にてご連絡ください。

若手ワークショップのご案内

若手会員の交流を図る若手ワークショップを、学術大会の前日の5月9日(金)13時～17時30分、大阪大学豊中キャンパス「法経大学院総合研究棟4階大会議室」にて開催します。プログラムは本プログラム集の「プログラム」「報告題目・目次」のページをご覧ください。事前登録は不要です。若手会員の皆さまの活発な参加を期待します。

女性ランチのご案内

女性会員の交流を図るランチ・セミナーを、大会第1日目の5月10日(土)の昼食時(12時30分～13時30分)に開催します。会場およびプログラムは後日学会ウェブサイトおよび学会受付でご案内します。事前登録は不要です。ご関心のある方は、昼食をご持参のうえ、会場にお集まりください。女性会員の皆さまの活発な参加を期待します。

ウェブサイトを利用した当日レジユメ配布の試行(継続)について

従来、当日レジユメについては各報告者が会場に持参・配布していましたが、昨年度(2013年度)の学術大会から、この方法とあわせて、学会ウェブサイトを利用した当日レジユメの事前配布を試行的に実施しています。今年度の学術大会でもこの試みを継続します。事前に詳しいレジユメを見た上で報告を聞くことができることや、従来は会場でレジユメの部数が足りなくなる場合もありましたがウェブ上で確実にレジユメを入手できることなど、会員にとって種々のメリットがありますので、ご活用ください。

具体的な実施要領および利用方法は、4月下旬頃までに学会ウェブサイト(www.jasl.info)でご案内しますので、関心のある方はそれをご覧ください(なお、レジユメの閲覧・ダウンロードには、学会ウェブサイトの会員ページにアクセスするための会員共通のIDおよびパスワードが必要になります。そのID・パスワードは、4月発行の学会報の末尾に掲載されていますので、ご確認ください)。

学術大会の傍聴について

会員以外の方も、傍聴費(下記)を支払って傍聴が可能です。お近くに関心をお持ちの方がおられる場合はその旨ご案内ください。なお、傍聴費は当日受付でお支払いください。

一般・大学院生：1,000円　学部生：無料

宿泊割引サービスについて

開催校の手配で、大会参加のための宿泊(5月9日〔金〕、5月10日〔土〕)に関して、千里阪急ホテルおよびホテル阪急エキスポパークの割引料金の適用を受けることができます。阪急阪神第一ホテルグループのホームページ(<http://www.hankyu-hotel.com/>)からご予約いただきますと便利です。「ホテルへのご要望」欄に「大阪大学で開催される日本法社会学会に参加」とご記入ください。詳しくは学会ウェブサイトにてご案内します。

学術大会の最新情報

学術大会についての最新情報を、日本法社会学会ウェブサイト(www.jasl.info)にて随時ご案内しますので、ご参照ください。

プログラム

5月9日(金) 13:00~17:30 若手ワークショップ

13:00~13:40	第1部	国際学会予備報告
13:45~17:00	第2部・第3部	学会奨励賞受賞者講演
17:10~17:30	第4部	若手会議 2014

5月10日(土) 9:30~18:00 個別報告・ミニシンポジウム

9:30 ∩ 12:30	個別報告 分科会A	ミニシンポジウム① タバコ規制と 社会変動	ミニシンポジウム② 法社会学における 質的方法論	ミニシンポジウム③ 第62期弁護士第2 回郵送調査の中間報 告：キャリア・トラ ジェクトリーとその 規定要因を中心に	
12:30 ∩ 13:30	昼 食 【同時間帯に女性ランチョンを開催】				
13:30 ∩ 14:30	会 員 総 会				
14:30 ∩ 18:00	個別報告 分科会B	ミニシンポジウム④ 【企画関連Ⅰ】 過少利用時代におけ る所有権論・再考：地 域・都市の持続 可能性	ミニシンポジウム⑤ Research Interest of Socio-legal Studies World- wide in Globalization: Measuring Japanese Sociology of Law	ミニシンポジウム⑥ 法専門職の統合 問題：ポスト「隣接」 の在り方	ミニシンポジウム⑦ 児童期の性的虐待被 害の回復をめぐる法 と現状
18:30 ∩	懇 親 会				

5月11日(日) 9:00~17:00 個別報告・ミニシンポジウム・全体シンポジウム

9:00 ∩ 12:00	個別報告分 科会C	ミニシンポジウム⑧ 【企画関連Ⅱ】 持続可能社会におけ る環境・社会・経済の 統合	ミニシンポジウム⑨ 法社会学は法理論に 独自の貢献をもたら るか？：ブライアン・ Z・タマナハの 諸研究をめぐって	ミニシンポジウム⑩ 裁判員はどのように 考え議論するか	ミニシンポジウム⑪ 震災への法的対応の 検証と伝承
12:00 ∩ 13:00	昼 食				
13:00 ∩ 16:50	全体シンポジウム 持続可能な社会への転換期における法と法学				
16:50 ∩ 17:00	理事長挨拶				

報告題目・目次

5月9日(金)

若手ワークショップ	2
国際学会予備報告会	
学会奨励賞受賞者講演	
若手会議 2014	

5月10日(土)
午前

個別報告分科会 A	4
司会：濱野 亮 (立教大学)	
(1) 馬場健一 (神戸大学) 「本人訴訟の規定要因：『弁護士の地域分布と本人訴訟率』再考	
(2) 森大輔 (熊本大学) 「訴訟提訴の意思決定に影響を与える要因の分析」	
(3) 遠藤直哉 (弁護士) 「日本法の応答的法と司法積極主義への改革：ソフトロー デモクラシーへの道」	
(4) 竹原信也 (奈良工業高等専門学校) 「旧帝国大学実習報文の分析からみた山間部 社宅街の様相」	
* 報告順未定	

ミニシンポジウム①

「タバコ規制と社会変動」	6
--------------	---

コーディネータ：尾崎一郎 (北海道大学)

- (1) Mark Levin (ハワイ大学)
 - (2) 田中謙 (関西大学)
 - (3) 望月友美子 (国立がん研究センター)
 - (4) 片山律 (弁護士)
- コメンテータ：北村喜宣 (上智大学)

ミニシンポジウム②

「法社会学における質的方法論」	8
-----------------	---

コーディネータ：樫村志郎 (神戸大学)

- (1) 吉岡すずか (桐蔭横浜大学/明治大学) 「きくこと・みること・いること」
 - (2) 小佐井良太 (愛媛大学) 「法社会学における質的研究の意義と課題：質的研究の
経験を通して」
 - (3) 樫村志郎 「行為か行為者か：法社会学における質的方法の対象と
認識をめぐって」
- コメンテータ：南保輔 (成城大学)

ミニシンポジウム③

「第62期弁護士第2回郵送調査の中間報告： キャリア・トラジェクトリーとその規定要因を中心に」	12
--	----

コーディネータ：宮澤節生 (青山学院大学)

- (1) 宮澤節生 「第2回郵送調査の目的と概要」
- (2) 石田京子 (早稲田大学) 「法科大学院教育および司法修習に対する評価の変化」

5月10日(土)
午 前

- (3) 藤本亮 (名古屋大学)「登録地, 事務所での地位, 登録地・事務所の変化: キャリア・トラジェクトリーの確認を目指して」
- (4) 武士侯敦 (福岡大学)「業務内容の構成, 業務内容への評価, および業務の専門化における変化」
- (5) 上石圭一 (追手門学院大学)「所得, 満足度, および不安感の変化」
- (6) 石田京子「ワークライフ・バランスをめぐる状況の変化」
- (7) 宮澤節生「知見の要約: キャリア規定要因としての出身法科大学院とジェンダーに注目して」

5月10日(土)
午 後

個別報告分科会B 16

司会: 河合幹雄 (横浜桐蔭大学)

- (1) Carol Lawson (名古屋大学) “Reforming Japanese Corrections: Catalysts and Conundrums”
- (2) 松原英世 (愛媛大学)・岡本英生 (奈良女子大学)「人々はどのように刑事政策を選択しているのか」
- (3) 西津政信 (愛知大学)「ドイツ各州の建築規制に係る行政上の義務履行確保」
- (4) 杉本泰治 (技術士)「法における個人・組織観の変容: 原子力など安全規制の転換期に際し」

* 報告順未定

ミニシンポジウム④ 企画関連ミニシンポジウム I

「過少利用時代における所有権論・再考: 地域・都市の持続可能性」 18

コーディネータ: 高村学人 (立命館大学)

- (1) 高村学人「企画趣旨」
 - (2) 北村喜宣 (上智大学)「空き家・空き地の不適正管理と行政法」
 - (3) 緒方賢一 (高知大学)「農地の権利内実空洞化とその対策の現在」
 - (4) 小柳春一郎 (獨協大学)「フランス法における所有権論と過少利用・危険利用問題」
- コメンテータ: 高木勝英 (京都市役所)

ミニシンポジウム⑤

“Research Interest of Socio-legal Studies Worldwide in Globalization: Measuring Japanese Sociology of Law (世界の法社会学関連学会の研究関心とグローバル化: 日本法社会学の相対的把握に向けて)” 21

コーディネータ: 福井康太 (大阪大学)

- (1) FUKUI, Kota, “Global transformation of legal structure and its effect on theories of sociology of law”
- (2) YAZAWA, Shujiro (Seijo University), “The Japanese Sociology in History of International Sociological Association”
- (3) MURAYAMA, Masayuki (Meiji University), “RCSL and the Sociology of Law in Japan”
- (4) MIYAZAWA, Setsuo (Aoyama Gakuin University), “Law & Society Association: Its History, Research Interests, Internationalization, and Challenges”

5月10日(土)

午後

- (5) SHEE, Amy Huey-Ling (National Chung-Cheng University), “A Building-Up Platform to Share Comparative Socio-legal Information of China, Japan, Korea and Taiwan”
- (6) II, Takayuki (Senshu University), “Mutual Relationship among Japanese and Foreign Socio-legal Studies”
- Commentator: HASEGAWA, Kiyoshi (Metropolitan University Tokyo)

ミニシンポジウム⑥

「法専門職の統合問題：ポスト『隣接』の在り方」……………24

コーディネータ：久保山力也（名古屋大学，ウズベキスタン・タシケント法科大学）

- (1) 久保山力也
- (2) 生田和典（行政書士）
- (3) 野田昌利（行政書士）
- (4) 福田哲也（司法書士）
- (5) 宮嶋泰（土地家屋調査士）
- (6) 吉岡すずか（桐蔭横浜大学／明治大学）
- (7) オム・ドクス（大韓法務士協会）
- (8) ダニエル・フット（東京大学）

ミニシンポジウム⑦

「児童期の性的虐待被害の回復をめぐる法と現状」…………… 26

コーディネータ：松本克美（立命館大学）

- (1) 松本克美「企画趣旨」
 - (2) 安田裕子（立命館大学）「臨床心理の観点から」
 - (3) 吉田容子（弁護士，立命館大学）「児童期の性的虐待被害をめぐる法実務の現状」
 - (4) 金成恩（立命館大学）「韓国の状況」
 - (5) 松本克美「児童期の性的虐待被害をめぐる損害賠償請求訴訟と時の壁」
- 原田綾子（名古屋大学）

5月11日(日)

午前

個別報告分科会C…………… 30

司会：木下麻奈子（同志社大学）

- (1) 郭薇（北海道大学）「『法』をいかに伝えるか：日本の新聞と法律雑誌における法情報の変容」
- (2) 土橋圭子（愛知県立春日台養護学校）「特別支援教育職員の障害児への人権意識とコンプライアンス評価表の考察」
- (3) 藤本亮（名古屋大学）「ひとはなぜごまかしをするのか？：Moral Judgmentの構造試論」
- (4) 大河原眞美（高崎経済大学）・田中牧朗（国立国語研究所）・宮崎由美（国立国語研究所）「市民に分かりやすい民事関連法律用語の言換えに関する研究」

*報告順未定

ミニシンポジウム⑧ 企画関連ミニシンポジウムⅡ

「持続可能社会における環境・社会・経済の統合」……………32

コーディネータ：棚沢能生（早稲田大学）

- (1) 津田直則（桃山学院大学）「資本主義を超える経済体制の形成に向けて」
- (2) 菊池馨実（早稲田大学）『『21世紀型福祉国家』と持続可能性：震災復興支援を手がかりに」
- (3) 大久保規子（大阪大学）「国内法における持続可能性原則の位置づけ：環境サステナビリティの視点から」
- (4) 佐藤岩夫（東京大学）「震災復興と地域の持続可能性」

ミニシンポジウム⑨

「法社会学は法理論に独自の貢献をもたらすか？：

ブライアン・Z・タマナハの諸研究をめぐって」……………36

コーディネータ：那須耕介（京都大学）

- (1) 那須耕介
- (2) 松尾弘（慶應義塾大学）
- (3) 長谷川貴陽史（首都大学東京）
- (4) 戒能通弘（同志社大学）

ミニシンポジウム⑩

「裁判員はどのように考え議論するか」……………38

コーディネータ：北村隆憲（東海大学）

- (1) 樫村志郎（神戸大学）「エスノメソドロロジー・会話分析（EMCA）は法をどう理解したか？：初期エスノメソドロロジーを中心に」
- (2) 小宮友根（明治学院大学）「評議参加者はどのように『話し手』となるのか」
- (3) 北村隆憲「評議における発話の位置とデザインに関する特徴とその意味」
- (4) 森本郁代（関西学院大学）「修復組織から見た裁判員裁判の評議コミュニケーションの特徴」

ミニシンポジウム⑪

「震災への法的対応の検証と伝承」……………41

コーディネータ：飯考行（専修大学）

- (1) 飯考行「震災への法的対応の検証と伝承：企画趣旨」
- (2) 津久井進（弁護士）「阪神・淡路大震災と東日本大震災の法的対応の比較」
- (3) 宮定章（特定非営利活動法人まち・コミュニケーション）「復興事業において被災者の生活再建やまちづくり協議会の変遷から見たこと：阪神・淡路大震災と東日本大震災を比較して」
- (4) 金子由芳（神戸大学）「震災復興における国家と私権：災害復興基本法への論点」
- (5) 堀井秀知（弁護士）「南海地震の被災者等への法的支援に向けて：地元弁護士による取組と課題」

〇コメンテータ：池田恒男（龍谷大学）

5月11日(日)
午後

全体シンポジウム

「持続可能な社会への転換期における法と法学」……………45

コーディネータ：榎澤能生（早稲田大学）

司会：高村学人（立命館大学）

雨宮洋美（富山大学）

(1) 榎澤能生

「企画趣旨」……………46

(2) 五十嵐敬喜（法政大学，弁護士）

「所有権の位相と現代総有法の提唱」……………47

(3) 金子由芳（神戸大学）

「アジアの問題状況：土地法改革にみる持続的開発論の略奪」……………48

(4) 諸富徹（京都大学）

「経済学から見た『持続可能な発展』の概念と国境を越えるガバナンス
の構築」……………49

○コメンテータ：広渡清吾（専修大学）

5月9日（金） 13:00～17:30

- ・若手ワークショップ

若手ワークショップ

於 大阪大学（法経大学院総合研究棟
4階大会議室）

第一部 国際学会予備報告会 13:45～13:40(含質疑応答)

国際学会予備報告会では、報告者による研究発表の後、質疑応答を行います。

第二部 学会奨励賞受賞者講演(1) 13:45～15:15(含質疑応答)

見平典会員（受賞作：『違憲審査制をめぐるポリティクス—現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景—』（成文堂、2012年））による受賞作についての講演の後、質疑応答を行う形式を予定しております。

第三部 学会奨励賞受賞者講演(2) 15:30～17:00(含質疑応答)

廣川祐司会員（受賞作：『法』を『学習』する地域住民によるコモンズの制度設計—静岡県伊東市池区において形成された在地の『法』技術—』『法社会学』（2011年）75号141-156頁）による受賞作についての講演の後、質疑応答を行う形式を予定しております。

第四部 若手会議 2014 17:10-17:30

次期若手WS幹事の選出に加えて、若手WSの今後のあり方、活動方針等について話し合いたいと考えております。

- * ワークショップ終了後、例年通り、18時頃に懇親会を開催します。若手研究者の皆様奮ってご参加くださいますよう、宜しくお願い致します。なお、若手ワークショップに関するお問い合わせは、若手WS幹事のいずれかまでお願いいたします。

文責：若手WS幹事一同

見平 典（京都大学）(t.mihira@ht8.ecs.kyoto-u.ac.jp)

橋場典子（北海道大学）(hashiba.noriko@gmail.com)

室井幸彦（神戸大学）(venomist666@yahoo.co.jp)

山口 絢（東京大学）(qq096118@iii.u-tokyo.ac.jp)

5月10日（土） 9:30～12:30

・個別報告分科会A

・ミニシンポジウム①

「タバコ規制と社会変動」

・ミニシンポジウム②

「法社会学における質的方法論」

・ミニシンポジウム③

「第62期弁護士第2回郵送調査の中間報告：

キャリア・トラジェクトリーとその規定要因を中心に」

本人訴訟の規定要因

－『弁護士の地域分布と本人訴訟率』再考－

馬場健一（神戸大学）

本報告では、日本における本人訴訟の規定要因を統計的手法を用いて解析した1977年の棚瀬孝雄の古典的実証研究を参照し、その方法論に批判的考察と補正を加え、それを同じ往時のデータに適用することを通じて、やや異なる結論の提示を試みる。さらに同じ手法を近年の状況にも当てはめ、そこにどのような異同が生じているかを検討する。また本人訴訟率の戦後の通時的な変動を追い、現在の変化がどのようにして生じ、またそれはどのように説明されるべきかを考察する。棚瀬論文の分析結果のうち、本報告で扱う主要部分を要約すると以下のとおり。1)地域の弁護士の少なさが本人訴訟の多さの原因であるという仮説は支持されない。2)本人訴訟の主な規定要因は、地域の豊かさと連動して訴額が変動することにある。3)さらに一般的な生活水準の向上や都市化といった要因も、本人訴訟の低下に独自に寄与している。また、4)これら経済的要因の寄与分を差し引くと、弁護士の多寡と本人訴訟の多寡はむしろ弁護士が多いと本人訴訟も増え、少ないと減る、というように順接的に連動している。以上、本稿では、これらのうちあるものは維持され、他のものは必ずしも支持されえないことが主張される。また近年では、構図に大きな変化が生じていること、その原因は往時は生じていなかった新傾向に求められることが示される。

訴訟提訴の意思決定に影響を与える要因の分析

森大輔（熊本大学）

一般に日本人は訴訟提起に積極的でないということがしばしば言われる。しかし少し詳しく見てみれば、同じ日本人の中でも、訴訟提起にある程度積極的な人とそうでない人がいるものと考えられる。どんな要因により、そういった差が生じてくるのだろうか。

また、訴訟を経験することにより、そうした要因に変化が生じ、結果として訴訟提起に対する積極性にも変化が生じてくるかもしれない。訴訟経験者と一般人とで訴訟提起の積極性には差があるといえるか。言える場合には、その差はどのような要因によって生じているのか。

本報告では、こうした問題について、アンケート調査のデータを統計分析することによって考えたい。使用するデータは、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」の一部として、2006～07年にかけて実施された「全国民事訴訟当事者調査」「全国民事訴訟一般人調査」である。

上記のデータについて、平均値の差の検定などの手法により、訴訟経験者と一般人の間の、訴訟にあたって気になることの差などが分析される。この分析では、かなりはっきりと経験者と一般人の間に差が見られることがわかる。また、アンケートで質問した様々な要因（例えば、訴訟にかかる時間や費用がどの程度気になるか、弁護士以外への、訴訟に何を期待するか等々）を説明変数とし、将来の訴訟利用の意思を被説明変数として、重回帰分析を行うことにより、訴訟提起の積極性に影響を与える要因を見出す。

日本法の応答的法と司法積極主義への改革

—ソフトローデモクラシーへの道—

遠藤直哉（弁護士）

日本において、法の支配の実質化には、応答的法と司法積極主義への法の創造的改革が必要となる。そのためには、今まで法と言われてきたものをハードローとソフトローに分けて考察することが必要である。特に、ソフトローデモクラシーというべきものが改革の要諦といえる。ソフトロー改革を通じてのハードロー改革への道は、ボトムアップによる法の支配の進展を促す。法の運用においては、強制力の強さから順に、刑事司法、民事司法、行政（予防）、民間（自主規律）のピラミッド型をもって法の機能と役割を明確にする。日本では、戦後、自律的法の発展が見られたが、刑事制裁を中心とする抑圧的法への後退、司法消極主義の固定化、部分社会の法理の導入など閉塞的状况が見られる。これに対して新たに、行政と民間団体の自主規律の開放的強化とソフトローの柔軟化的運用をもって、応答的法への道を探る。その結果、法科大学院がこの法の運用の改革教育を担う最も重要な役割をもつことを明らかにする。法のトータルな改革を担う法曹教育を拡充すべきであり、隣接士業の分野の教育（隣接士業の廃止）、司法修習の分野の教育（司法研修所の廃止・研修弁護士制度・法曹一元）を、完全にカバーし、法社会をリードすべきである。これにより、法の研究者及び教育者が最高レベルの実務により多く参加することが必須であることが明らかとなる。

旧帝国大学実習報文の分析からみた山間部社宅街の様相

竹原信也（奈良工業高等専門学校）

本報告ではまず、別子銅山・山間部社宅街のオーラル・ヒストリー研究の全体像を紹介する。続いて、山間部社宅街の特性を考える上で関連性の高い様々な視座・視角を概観する。具体的には、地理・歴史学による鉱山集落研究や建築史学としての社宅街研究、経営史学、炭鉱労働者に焦点をあてた社会学のアプローチ等である。そして鉱山や鉱山労働者に関する法社会学の先行研究を概観した上で、本研究における法社会学や地域政策額が持つ視座の有効性について検討を行う。最後に、旧帝国大学実習報文の分析を報告する。実習報文とは、大学工学部の学生が鉱山や精錬工場にて実習を行った際の報告書のことをいう。今回は、京都大学（31冊）・九州大学（12冊）に所蔵されている別子銅山の实習報文（明治・大正年代から昭和40年代まで幅広く存在する）の内容を分析する。実習報文は大学生による観察であり、外から社宅街を客観視・俯瞰出来ること、そして記述する学生によって視点や書き方が様々である。それゆえに、社宅街研究において有効である旨指摘されている。しかし、本当にそういえるのか。今回の分析とこれまで行ってきたインタビュー調査資料との比較を通じてこの点について検討・確認を行ってみたい。

タバコ規制と社会変動

コーディネータ：尾崎一郎（北海道大学）

【報告】

Mark Levin（ハワイ大学）

田中謙（関西大学）

望月友美子（国立がん研究センター）

片山律（弁護士）

【コメント】

北村喜宣（上智大学）

21世紀に入ってから、日本でも、タバコ規制枠組条約（2004年国会承認）、健康増進法（2002年）、路上喫煙禁止条例、受動喫煙防止条例など、タバコ規制のための法整備が進むとともに、公共の場所や飲食店、教育機関、官庁、職場等における分煙や禁煙が一般化するようになった。また、成人の喫煙率の低下も続いている。「嫌煙権」という言葉／スローガンをめぐる賛否両論が衝突していた頃に比べると、法も社会も様変わりしつつあるようである。

本ミニシンポジウムにおいては、このように比較的短時日に進んだ変化を分析することで、法システムと社会変動の関係についてアクチュアルな視座を得ることにしたい。すなわち、立法、政策（行政）、裁判における動きと、社会運動、メディア報道、一般人の意識の変化とは、どのように関連してきたか、そこでは医療や法の専門職がどのような寄与をしてきたか、私企業や公共交通機関における内部統制と法はどのような関係にたっているか、タバコ産業や医薬産業、タバコ農家、販売業者、運動団体といった関連諸アクターは一連の動きにどう応答し参画してきたか、といった問いがここでは考察される。

報告では、まず、内外のタバコ問題に通じた日本法学者であるMark Levin教授に、世界の潮流と対比させつつ日本の過去半世紀にわたるタバコ規制の展開を概観し、その現状を明らかにしてもらおう。次いで、行政法専門の田中謙教授に、「喫煙の自由」と「非喫煙者の権利」の内容を確認したうえで、タバコ規制の法システムを概観するとともに、タバコ規制をめぐる今後の法制的課題を示して頂く。その上で、タバコ規制行政に内外の両立場から関わってきた望月友美子医師に、行政と運動団体や医療業界や学術団体や法律家との連携（あるいは葛藤）、及び条約などの国際的な外部要因がいかに作用してきたかに関してこれまでの経緯と現在の課題について、さらに、片山律弁護士には、実際に関わられてきたタバコ訴訟を軸に司法と社会運動の関係について、それぞれ具体的な知見を紹介しつつ分析して頂く。

これらの報告によって、広い意味での法の可能性と限界について、すなわち、なぜ、いかにして日本社会のタバコをめぐる環境は急速に変化しつつあるのか、このままタバコの流行は終焉にいたることができるのか、そこで法システム（とりわけ裁判所や弁護士（法専門職））はいかなる役割を果たしているのか、探究することにした。

【参考文献】

- ・ 棚瀬孝雄編『たばこ訴訟の法社会学』（世界思想社，2000年）
- ・ 田中謙「たばこ規制の法システムと今後の法制的課題（1）～（3・完）」関西大学法学論集 61 巻 6 号（2012年）133頁以下，62巻 1 号（2012年）92頁以下，62巻 3 号（2012年）174頁以下
- ・ 田中謙「『非喫煙者の権利』は，『喫煙の自由』の内在的制約を顕在化させたものである」関西大学法学論集 63 巻 6 号（2014年）（予定）
- ・ 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』（日本評論社，近刊）
- ・ Mark Levin, 'Tobacco Control Lessons from the Higgs Boson: Observing A Hidden Field Behind Changing Tobacco Control Norms in Japan,' *American Journal of Law & Medicine*, 39 (2013): 471-489

法社会学における質的方法論

コーディネータ：檜村志郎（神戸大学）

企画趣旨

檜村志郎(神戸大学)

法社会学研究においては量的方法論と並んで質的方法論もよく利用されている。しかし、両方法論の相対的位置づけ、協働の方法論については不明瞭であり、また質的方法論の検討自体もあまり行なわれていない。本ミニシンポジウムでは、とくにフィールドワークの方法を用いた研究に注目しつつ法社会学研究における質的方法論の寄与について考えたい。なお、各報告の参考文献はまとめて末尾に示してある。

きくこと・みること・いること

吉岡すずか(桐蔭横浜大学／明治大学)

サーベイではなく、なぜフィールドへ出かけていくのか。フィールドワークを好む研究者は、「きくこと」・「みること」・「いること」でしか解らない「何か」を経験から会得し、それを醍醐味と感じるがゆえ、繰り返し現場へ足を運ぶのではなかろうか。報告者は、その「何か」を確かに発見できたという感触と、できそうだという感覚があるため、質的研究手法を主に採用して、法社会学研究を継続してきたように思う。しかし、自明なことであるが、研究においては、採用する方法が先にありきではない。何をとりあげ、どのような問題を明らかにしたいのかという研究の対象と課題によって、方法は規定される。もっとも、その決定において、費用・時間的制約、社会的要請、研究者の嗜好、関心、技量が加味されることも事実である。

本報告では、量的研究と質的研究の優劣の議論からはひとまず距離を置き、両者の強み弱みをふまえ、いかなる方法も万能ではないという前提に立つ。その上で、質的研究を主に実施してきた立場から、いずれかの方法がよりふさわしいとされるのはどのような法社会学研究の対象・課題なのか、あるいは、一方の方法をとることによってのみ研究することが可能となる対象・課題がありうるのかについて、実験的に考察する。また、法社会学において、量的研究と質的研究の協働がいかに達成されるかにつき、両者の相互補完性に注目し、トライアングレーションにおける役割配分の方法や、両者の結果を統合するメタ研究の採用可能性についても考察を試みたい。

法社会学における質的研究の意義と課題

—質的研究の経験を通して—

小佐井良太(愛媛大学)

法社会学研究を行うに際してどのような方法論を採用することが妥当であるかは、もとより、研究者の問題関心並びに研究対象の性質によって決められるべきものである。質的方法論は、量的方法論とは異なる独自の理論的前提に依拠しており、両者は本来、それぞれ独自の「強み」を持つ方法論として相補的な関係に立つはずである。だが、誤解を恐れずに言えば、法社会学における質的方法論／質的研究に対するこれまでの理解と評価は、量的方法論が依拠する理論的前提の影響を受けて、必ずしもその適切な位置づけを与えられないまま量的方法論に一段劣る方法論とみなされてきた面があるのではないだろうか。

こうした問題意識を踏まえて、本報告は、報告者が「死別の悲しみ」を伴う紛争事例を対象に行った質的研究（事故で子どもを亡くした遺族両親を主たる対象として行った長期間の継続的な聴き取り調査を中心とするフィールドワーク）の経験と成果に依拠して、法社会学研究における質的研究の役割と質的方法論の有効性、その方法論的課題について論じる。その際、抽象的な理論レベルでの議論・検討に終始することは避け、報告者が質的研究に取り組む過程で実際に直面した具体的な困難さや課題を中心に、より具体的な問題提起を行うことに努めたい。報告では時間の許す範囲で、質的研究を行う上での研究者のスタンス／立ち位置をめぐる問題、研究過程での問題意識の変遷をめぐる問題、質的研究におけるデータ解釈の妥当性と評価をめぐる問題、先行研究の成果・知見との切り結び方をめぐる問題、研究成果の記述スタイルをめぐる問題等を俎上に載せることとしたい。

行為か行為者か

—法社会学における質的方法の対象と認識をめぐる—

榎村志郎(神戸大学)

「質的方法」の多義性に鑑みて、本報告では、研究対象たる人や集団との比較的長期で継続的・多面的な接触によるデータ収集という方法に焦点をあて、法社会学の方法としての質的方法の基準に関する問題を議論したい。具体的には、(1)質的方法は何を認識対象とするか(存在論)、(2)その対象はいかなる方法で正しく認識されるのか(認識論)という2つの問題にわけて検討したい。

第1の問題(存在論)については、その認識対象が行為のプラグマティックな構成であると見るか、または行為者の心的原因や動機を含む社会学的因果性であると見るかによって、方法論的諸問題とその解答が系統的に異なってくる。第2の問題(認識論)については、研究者または行為者の認識行為による対象の社会的構成性を考慮する現象学的または構築主義的認識論を想定するか、または対象をその認識行為から切り離して認識可能なものとみる実証主義的認識論を想定するかによって異なってくる。こうして2つの問題への2つの答え方に基づき方法論的基準が相異なる4種類の立場での質的方法論が想定できる。

本報告の結論として、現象学的ないし構築主義的認識論を想定しつつ行為のプラグマティックな構成を把握するものだとする立場が優れていると主張するとともに、その見地からいくつかの方法論的問題を論じる。もともといかなる方法論的立場の優劣も具体的適用を考慮することなく論じ得ないが、このように捉えるとき、法を一つの有意義な側面においてとらえつつ量的方法と質的方法との一つの有意義な協働の方針が提案できると考える。

コメンテーター：南保輔（成城大学）

【参考文献】

- ・ Travers, Max (2001) *Qualitative Research Through Case Studies*, SAGE
- ・ 江口厚仁・林田幸広・吉岡剛彦〔編〕 (2012) 『圏外に立つ法／理論—法の領分を考える』ナカニシヤ出版（とりわけ、編者による「プロローグ」「エピローグ」を参照）
- ・ 小佐井良太 (2004, 2006, 2007) 「飲酒にまつわる事故と責任（一）～（三・完）—ある訴訟事例を通してみた死別の悲しみと法」九大法学 88 号, 93 号, 94 号
- ・ 小佐井良太 (2007, 2008) 「学校死亡事故をめぐる『救済』と法（一）,（二）—ある訴訟事例の検討を手がかりに」九大法学 95 号, 96 号
- ・ 波平恵美子・小田博志 (2010) 『質的研究の方法—いのちの〈現場〉を読みとく』春秋社
- ・ 佐藤岩夫・檜村志郎〔編〕 (2013) 『労働審判制度をめぐる当事者の語り：労働審判制度利用者インタビュー調査記録集』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.54
- ・ 和田仁孝 (1996) 『法社会学の解体と再生—ポストモダンを超えて』弘文堂
- ・ 山田恵子 (2009) 「リアリティとしての法と心理—法律相談を素材として」神戸法学年報 25 号 pp.37-132
- ・ 吉岡すずか (2013) 『法的支援ネットワーク—地域滞在型調査（エスノグラフィー）による考察』信山社
- ・ 米盛裕二 (2007) 『アブダクション—仮説と発見の論理』勁草書房
- ・ ズナニエッキー,F. (1978[1934]) 『社会学の方法』（下田直春訳）新泉社

第62期弁護士第2回郵送調査の中間報告

—キャリア・トラジェクトリーとその規定要因を中心に—

コーディネータ：宮澤節生（青山学院大学）

【報告】(いずれも仮題)

「第2回郵送調査の目的と概要」 宮澤節生(青山学院大学)

「法科大学院教育および司法修習に対する評価の変化」 石田京子(早稲田大学)

「登録地、事務所での地位、登録地・事務所の変化:キャリア・トラジェクトリーの確認を目指して」
藤本亮(名古屋大学)

「業務内容の構成、業務内容への評価、および業務の専門化における変化」

武士俣敦(福岡大学)

「所得、満足度、および不安感の変化」 上石圭一(追手門学院大学)

「ワークライフ・バランスをめぐる状況の変化」 石田京子

「知見の要約:キャリア規定要因としての出身法科大学院とジェンダーに注目して」宮澤節生

我々の研究チームでは、2010年度から2014年度まで支給された学術振興会科学研究費補助金（以下「科研費」と呼ぶ）を主たる資金源として、2011年1月から2月にかけて実施した郵送調査で、当時の第62期弁護士全員2,121名に調査票を郵送し、621名から回答を得た（回収率29.3%；以下「第1回郵送調査」と呼ぶ）。これは、2010年4月の科研費支給決定時点で最も新しい弁護士であった第62期の弁護士を対象として、法科大学院進学あるいは旧司法試験準備の段階から調査時点での職場・業務に至る過程で経験したと思われる事項や、それらの経験内容や現在の状況に関する評価を尋ねることによって、新人弁護士のキャリア形成に作用する要因を検討し、最終的には弁護士養成過程の改善につながる知見を発見しようとする意図したものである。第1回調査による知見は、後記参考文献リストのとおり、青山学院大学法科大学院の紀要において、単純集計レベルの論文1本と多変量解析による論文1本で発表されている。また、自由回答と、回答者の一部に対して行ってきた面接調査の内容についても、同じ紀要で報告する予定である。

そして、第1回郵送調査の3年後にあたる2014年1月から、3年間でどのような変化が現れ、どのようなキャリア・トラジェクトリーが現れるか検討するために、第2回郵送調査を行った。このアブストラクトの作成時点（2月28日）で回収打ち切りを迎えつつある。調査会社からは、3月17日をめどにデータと単純集計が報告される予定である。

我が国弁護士の在り方と法曹養成過程の在り方という点でとくに重要と思われるテーマは、①法科大学院教育と司法修習の意義に関する評価の変化、②弁護士過疎地への進出状況、③組織内弁護士をはじめとする新たな業務環境・業務分野への進出状況、④専門分化の変化、④所得の変化、⑤満足感と不安感の変化、⑥ワークライフ・バランス上の負担の変化などである。それらについて第1回郵送調査からの変化が認められた場合には、その変化の要因を解明することが課題となる。とりわけ、弁護士登録から4年を経て所属事務所を移動した場合、一定の業務環境や地位を

移動するというパターンが識別されるかもしれない。これをキャリア・トラジェクトリーと呼んで、今回のミニシンポの中心的テーマとし分析するにあたっては、第1回郵送調査において重要性が認められた出身法科大学院という要因とジェンダーという要因にとくに注目するとともに、種々の業務分野に対する評価の状況をも解明したい。

以上の課題に取り組む本ミニシンポでは、以下の構成を予定している。実際の構成はデータを検討したうえで確定するので、若干の変動がありうることをご了解いただきたい。

【参考文献】

2011年の第1回郵送調査については、以下において研究成果を発表している。

①宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2011）「第62期弁護士第1回郵送調査の概要：記述統計の提示」青山法務研究論集 4, 57-191.

②宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2013）「第62期弁護士の教育背景，業務環境，専門分化，満足感，及び不安感：第1回郵送調査第2報」青山法務研究論集 6, 35-235.

これらが掲載された紀要は、青山学院大学・女子短期大学の機関リポジトリに収録されており、同リポジトリのURL (<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/repo/>) にアクセスして研究代表者の氏名をキーワードとして検索すれば、すべて無料で全文ダウンロードすることができる。また、自由回答と面接調査の結果についても、前記のとおり同じ紀要で報告する予定である。

5月10日（土） 14:30～18:00

- ・ 個別報告分科会 B
- ・ ミニシンポジウム④（企画関連ミニシンポジウム I）
「過少利用時代における所有権論・再考：
地域・都市の持続可能性」
- ・ ミニシンポジウム⑤
“*Research Interest of Socio-legal Studies Worldwide in
Globalization: Measuring Japanese Sociology of Law*”
- ・ ミニシンポジウム⑥
「法専門職の統合問題：ポスト「隣接」の在り方」
- ・ ミニシンポジウム⑦
「児童期の性的虐待被害の回復をめぐる法と現状」

Reforming Japanese Corrections: Catalysts and Conundrums

Carol Lawson (名古屋大学)

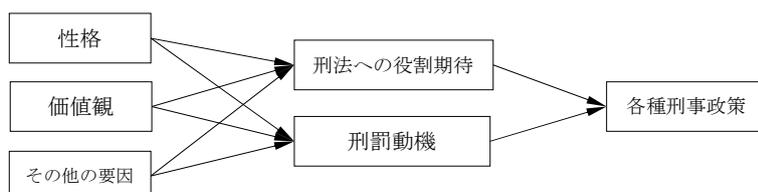
This presentation examines the recent reforms of the Japanese corrections system to shed light on the production of law in Japan in the new millennium. Japanese prisons were governed by the 1908 *Prison Act* until 2005. This legislation was progressive when enacted. But it lay static despite obvious changes in Japanese law and society, including constitutional democracy in 1946. Meanwhile, the brutality of Japanese penal practices was the target of sustained criticism, from within Japan and outside. Ultimately, inmate deaths and injuries at Nagoya Prison in 2001 and 2002 prompted reforms.

This presentation sees the well-documented failures of Japanese prisons in inmate treatment as no more than the particular Japanese experience of an almost universal failure. This allows the focus to shift from condemnation to an examination of the process leading to the recent reforms. This presentation surveys alternate views of the relationship between law and social change in Japan, and the history of Japanese corrections. Then it turns to how the Nagoya Prison incidents made Japanese prisons a contested space in Japanese society, forcing the implementation of long-shelved reforms, and examines the merits of the reforms. Lastly, the presentation draws conclusions on the production of law in Japan in the new millennium, especially the extent to which civil society participated in this law reform process.

人々はどのように刑事政策を選択しているのか

松原英世 (愛媛大学)
岡本英生 (奈良女子大学)

本報告の目的は、人々が刑法に対して何を期待し、刑罰をどのような理由で用いたいと考えているのか、また、これらに対してどのような要因が影響を及ぼしているのか、そして、これらが現実の政策にどのように関係しているのかを、犯罪や犯罪者に対する人々の反応に焦点を当てながら、実証的に明らかにする。具体的には、以下のようなモデルを考え、このモデルの検証を行う。



上記のモデルの各要因を測定する尺度からなる無記名式の質問票を作成し、大学生を対象に実施した結果、173人を分析対象とした。なお、一番右側にある「各種刑事政策」としては、犯罪少年への厳罰化、死刑制度、取り調べの可視化などを尋ねている。

ドイツ各州の建築規制に係る行政上の義務履行確保

西津政信（愛知大学）

2013年8～9月に、ドイツの各州都のうちポツダム（ブランデンブルク州）及びマクデブルク（ザクセン・アンハルト州）における建築規制（屋外広告物規制含む）に係る行政上の義務履行確保に関し、各種行政強制手段及び行政制裁手段の適用実績とこれらの法的手段を適用する執行組織に関する第一次現地調査を実施した（2014年3月に第二次調査を実施予定のヴィースバーデン及びミュンヘンについても併せて報告する予定）。

行政強制手段のうち強制金（Zwangsgeld）は、ポツダム（人口約15万人）で、最近3年間において年間平均66件が、また、マクデブルク（人口約23万人）では、同じく年間約250件が適用され、目的達成率（賦課決定前に命令履行を実現した割合）は約98%に上っており、極めて実効的な義務履行強制手段として活用されている。また、代執行（Ersatzvornahme）も、それぞれ年間平均2件及び10件程度適用されているが、現場封鎖の封印措置（Versiegelung）の最近の適用実績は僅少にとどまっている。行政制裁手段としての過料（Geldbuße）の決定実績は、それぞれ年間平均17件及び20件である。

ポツダムにおいては、上掲の行政強制手段及び行政制裁手段の適用業務に専従する組織（6名の専門職員で構成）を設けて、わが国のような比較的短期の人事異動を伴わない安定的な法執行体制を整備しており、「フォーマル志向型」の規制執行を実現している。

法における個人・組織観の変容 ——原子力など安全規制の転換期に際し——

杉本泰治（日本技術士会（登録）技術者倫理研究会）

本報告は、科学技術と社会科学の双方に理解され、両者の対話の場を築くことのできる考え方のモデルを提案するものである。

チェルノブイリ事故に学んだ国際基準の「安全文化(safety culture)」と福島原発事故までの日本の原子力のそれとの間には、大きな隔たりがある。科学技術が大災害をもたらすようになった19世紀末以降、技術の安全策と非技術の安全策とが、同時代的に発展して「安全文化」にたどりついた。この発展をモデル化し国際比較をすると、日本では非技術の法と倫理の側に問題があり、その原因は個人・組織観にあるとの仮説が導かれる。そこで、業務執行の個人・組織体の関係をモデル化し、日本の原子力の事例に当てはめて分析する。この作業を通じて、科学技術の安全確保について、科学技術側と社会科学側との対話の可能性が見えてくる。福島原発事故の原因究明が、技術の要素については、可能な最善の努力がなされ、他方、非技術の要素については、体系的な分析・検討が後日に残されているとみられる。

過少利用時代における所有権論・再考

—地域・都市の持続可能性—

コーディネータ: 高村学人 (立命館大学)

企画趣旨

高村学人(立命館大学)

「持続可能な社会への転換と法・法学」という今年度の企画テーマに鑑み、経済成長なき社会、人口減少時代における所有権論のあり方をこのシンポでは考えていく。

具体的には、近年の空き家・空き地・耕作放棄地の増大といった土地・建物の過少利用に伴う問題により、これまでの所有権論の内容を変更せねばならないのか、を論点と設定する。

これまでの所有権論は、権利濫用論、近代的土地所有権論（利用権保護の重視）、都市法論（計画による私的所有権の制限）にみられるように、土地の過剰利用による負の外部性問題、真の利用者の保護を中心的課題とし、議論の前提には利用の過剰や競合があった。

しかし、今日、所有権者の利用放棄が上述の問題に共通する前提となっている。われわれの所有権法は、常に土地利用が積極的に行われるという前提で組み立てられているために利用放棄に伴う問題についてはうまく対応できない。それでは、所有権法のパラダイムそのものをわれわれは大きく変革せねばならないだろうか。過少利用に取り組もうとする今日の法制度や法執行はどのような難題に直面しているのだろうか。

自己労働による所有権の正当化（ロック・シェイエス）、「所有には義務が伴う *Eigentum verpflichtet*」（ワイマール憲法 153 条）といった先行する所有権論研究史にも触れながら、この問いをシンポでは考えていきたい。

空き家・空き地の不適正管理と行政法

北村喜宣(上智大学)

自己の管理・所有にかかる土地や建物を適正に管理することは、公法的には、努力義務として規定されるにとどまり、その懈怠に対して、行政が具体的な対応をすることが制度化されることは少なかった。ところが、不適正な維持管理がもたらす外部性が、地域社会の受忍限度を超え、条例が制定される例が目立っている。単独条例として制定された数は、300 ほどになっている。そこでは、適正管理を法的に義務づけ、違反に対して、措置命令や行政代執行で対応する仕組みが一般的である。行政代執行は、実務ではきわめて非日常的な措置であるが、一般市町村において、実例も増えてきている。個人の財産管理に対して、行政が権力を持って介入する状況が、一般的になりつつあるといえる。

このように、条例の増加はあるものの、とりわけ建物に関しては、所有者情報の把握に困難が

伴うこと、家屋内に立ち入る行政調査の適法性に疑義が呈されていること、不適正状態での放置が税制上有利なこと、建築・都市計画規制が新改築の制約要因となっていること、条例による対応ゆえに義務履行確保手法に限界があることなどの課題も認識されている。そこで、そのいくつかを克服すべく、議員立法が用意されている状況にある。

一方、自治体現場においては、伝統的な行政強制の仕組みに依存するのではなく、所有者との「交渉による行政」を通じて、条例目的の実現を図ろうとする動きもある。事務管理規定の活用、停止条件付き委託契約の法定、高率の補助制度など、自治体ならではの取組みも目立っている。

外部性をもたらす空き家・空き地の管理に対して、行政がどのような手法を用いてどこまで介入できるか。外部性を除去したあとの管理をどのように考えればよいか。法政策的にも、論ずべき課題は多い。

農地の権利内実空洞化とその対策の現在

緒方賢一(高知大学)

2012年に全国の耕作放棄地面積は40万ヘクタールとなり、埼玉県と同じくらいの面積の田や畑が耕作されていないという深刻な事態となっている。もちろん、耕作放棄地対策は農政上の重要課題であり、法律の改正や種々の行政施策(補助金の交付など)によってその解消が図られているが、減反政策による作付け制限や農産物価格の下落による農業経営環境の悪化、農業者の減少や高齢化による担い手不足など、原因は様々あって、有効な解消手段があるとは言い難いのが現状である。

耕作放棄地、遊休農地を法的観点から見れば、農地の所有者等がその権利があるにもかかわらず利用しないことから放棄地が生じるということができ、権利の外形に比べその内実が減少し、権利内実の空洞化が起こっているとみることができる。農政上の諸施策は、主としてその内実をどのように充実させ、外形に見合った内実を回復させるかという観点からなされているが、権利の外形についても検討し、対応策を考える必要があるのではないかと。耕作放棄地の半分近くが土地持ち非農家の所有地であり、また、相続登記の未了などによって所有者を確知することができない耕作放棄地も増え続けており、こうした課題は権利内実の充実策だけでは解決できない。

本報告では、農地法上の遊休農地対策規定について、近年の法改正の経緯も含め概観し、対策の実態について実例を挙げて紹介した上で、耕作放棄地における権利の外形と内実の不一致をどのように解消すべきか検討し、さらに、相続や登記といった所有権と密接に関わる部分について耕作放棄地問題が投げかけている課題についても検討したい。

フランス法における所有権論と過少利用・危険利用問題

小柳春一郎(獨協大学)

フランス法でも、空家問題は重要な課題であり、所有権論にも多くの議論を提供している。本報告は、高村報告と関連させながら次の点を論ずる。

第1に、政治的、社会的には、「空家とのたたかい(lutte contre le logement vacant)」にエネルギーが注力されている。これは、フランスでは人口増加が続き、大都市では住宅不足が顕著な

こと、また、産業構造、都市構造の転換にともなう人口減少、活力衰退に悩む都市も存在することが関連する。

第2に、公法的には、問題解決のために、多彩な制度が存在する。空家は、建物が利用されていないということであるが(過少利用)、しばしば周囲に危険性をもたらすので(危険利用)、この二つの問題を考慮に入れて制度考察の必要がある。①空家でなくかつ保安上危険等のない建物を別とすれば、②空家だが保安上危険等のない建物、③空家でないが保安上危険等のある建物、④空家でありまた保安上危険な建物の場合について、税、公的介入の様々な措置がある。また、介入の根拠として、「住宅への権利」が指摘されている。

第3に、民法的にも、この問題への対応がある。フランス民法2004年改正は、《所有者のない不動産は、国庫に帰属する。》(日本民法239条の母法)規定を改め、「所有者のない不動産は、その存在する地のコミュン(市町村)に帰属する。しかし、コミュンがその権利行使を放棄したときは、当然に、国に帰属する。」(新713条)と定めた。

コメント

高木勝英(京都市役所)

研究と実務との対話を図るために、危険家屋への建築安全行政についての担当経験がある自治体職員の方から、本シンポを聞いての印象となおも残る実務上の課題をコメント頂く。

【参考文献リスト】

- ・北村喜宣(2012)「空き家対策の自治体政策法務」自治研究88巻7～8号
- ・北村喜宣(2014)「老朽空き家対策の新たな法的展開」自治体法務研究2014年春号
- ・北村喜宣(近刊)「老朽空き家対策における都道府県と市町村の協働」『磯部力先生古稀記念論文集』勁草書房
- ・緒方賢一(2013)「2009年農地法改正における遊休農地対策規定とその適用の現段階」高知論叢106号
- ・新保輝幸・松本充郎編(2012)『変容するコモンズ』ナカニシヤ出版
- ・小柳春一郎(2011)「フランス法における強制退去(明渡し):賃料不払い・空屋不法占拠と警察上援助拒絶」獨協法学84号
- ・小柳春一郎(2012)「フランスにおける空き家対策・保安上危険等建築物対策」月刊住宅着工統計2012年3月号
- ・高村学人(2014)「過少利用時代からの土地所有権論史再読 —フランス所有権法史を中心に」政策科学(立命館大学)21巻4号

Research Interest of Socio-legal Studies Worldwide in Globalization : Measuring Japanese Sociology of Law

コーディネーター：福井康太（大阪大学）

【報告者】 福井康太(大阪大学) 矢澤修次郎(成城大学) 村山真維(明治大学)
 宮澤節生(青山学院大学) SHEE, Amy Huey-Ling (国立中正大学) 飯考行(専修大学)
【コメント】 長谷川貴陽史(首都大学東京)

This panel session aims to raise awareness of the world mega-trend of academic discussion on the sociology of law and relocate viewpoints of JASL current discussion into the global socio-legal academic field, regarding the 50 Year Anniversary of LSA, ISA-RCSL 50 Years and the ISA World Congress of Sociology in Yokohama 2014. For this aim, this panel will hold presentations on ISA, ISA-RCSL and LSA's research interest and current hot issues by the presenters who have long career and/or active participation in ISA, ISA- RCSL and LSA, and an argumentative comment by an up-and-coming leading scholar of sociology of law.

(1) Coordinator's Presentation:

Global transformation of legal structure and its effect on theories of sociology of law

FUKUI, Kota (Osaka University)

We imagine the "globalization" as the development of highly complex global trade system and the expansion of the multi-ethnic world society, prompted by the political multi-polarization brought by the end of the Cold War and ICT (information & communication technology) innovation since 1980s. The size of financial market has been multiplied technologically supported by ICT. Supply chains management in manufacture industries are expanded all over the world. Everywhere in the world, we can see various ethnic people. On the other hand, there remain traditional local communities where people are living as old days. The polarization between the highly globalized world society and the domestic local society sometimes causes conflicts.

Globalization has transformed the legal system into dual structure; the globalized legal system and the traditional community legal system. On the global level, there are not only formal legal norms implemented by governmental or international authorities, but also soft laws with which we comply without any governmental legally-binding force. We have confirmed that more and more international trade arbitration and mediation has been utilized to resolve international disputes. New legal forms have forced business frameworks to change substantially.

This current transformation of legal structure affects the research interest of socio-legal studies worldwide. This presentation shows the orientation of the discussion of this panel session.

(2) *The Japanese Sociology in History of International Sociological Association*

YAZAWA, Shujiro (Seijo University)

In this presentation, I would like to do four things. First, I would like to describe a short history of the International Sociological Association (ISA) and the World Congress of Sociology (WCS). Second, I will discuss about the relationship between ISA and the Japan Sociological Society (JSS) in this short history. By doing so, I would like to point out roles of the Japanese sociology in ISA. Third, I would like to analyze the relationship between sociology in general or sociology in narrow sense and sociology of law in the history of ISA and the Japanese sociology. Fourth, I will explain readiness of 18th World Congress of Sociology in Yokohama, July 13-19, 2014.

ISA was founded in 1948 under the auspices of UNESCO. ISA organized the first World Congress of Sociology in 1950. Since then WCS has been organized every four years mainly in European continent, twice in Canada and Latin America, once in USA, Asia, Australia and Africa. ISA has three organizational pillars. The first pillar is research committee (RC), It is a kind of research communication network or collective. The number of RC has been growing extensively. Now we have 55 RCs Sociology of Law is 12nd RC, quite old and established RC. The second pillar is national and regional sociological associations. Almost all important national and

regional sociological associations belong to ISA. The third pillar is individual members of ISA. Both the first and second pillar have council to administrate its organization and elect members of Executive Committee of ISA. The most important powerful core is RC. In RC, we have two types of RC. One is RC within boundary of ISA. The other is relatively independent and autonomous from ISA and working beyond boundary of ISA. Sociology of sports and sociology of law belongs to the latter category. Sociology of Law has established Institute for Sociology of Law at Onati and created independent RCSL working groups.

The Japan Sociological Society has been a member of ISA since 1950. Professor Kunio ODAKA was elected as a member of Executive Committee of ISA at the first Congress of Sociology of ISA. We have to remember the fact that international social scientists had taken the role of sociology and sociology of law seriously to democratize the Japanese society. Since then the Japan Sociological Society has been taking important roles in ISA. JSS has been sending member to Executive Committee of ISA and a kind of a model of National Association. Therefore ISA has asked for organizing WCS in Japan several times. But due to financial difficulty, JSS could not organize WCS until now. Therefore 18th WCS in Yokohama this year means that our longtime dream has come true.

When we closely examine history of ISA, WCS and RC in ISA, we can find out interesting and important points. In this presentation, I can mention only two points. The first point is specialization of social science studies. Until 1950's not only sociologists but also many economists, political scientists and law professors had belonged to JSS. There were so many specialists of general ideas. But since 1960's on, high degree of specialization has been going on. We have lost contact with neighbor disciplines. High degree of specialization had hit and damaged sub-fields of sociology like sociology of law in sociology. Now it is time to reintegrate several subfields and disciplines into one field and new discipline. The other point I would like to mention is globalization of knowledge production. Eurocentric domination of knowledge production has been deteriorated. Many social scientists are waiting for knowledge production from East Asia. We believe that one of the most important and interesting meanings of Yokohama WCS reflects this shift of knowledge production in the age of Globalization.

(3) RCSL and the Sociology of Law in Japan

MURAYAMA, Masayuki (Meiji University)

Research Committee on Sociology of Law was established in 1962, two years before the American national association, Law and Society Association, was established. RCSL is one of the oldest international associations in the field of law and social sciences, and it is still the only international academic association of the sociology of law.

I do not know exactly when and how the relationship between RCSL and Japanese legal sociologists began. But as Kawashima organized RCSL annual conference in Hakone in 1975, Kawashima must have participated in RCSL activities around 1970 at latest. Since then, some, if not many, Japanese empirical researchers have participated in RCSL annual conferences. Japanese Association of Sociology of Law (JASL) was the only organizational member of RCSL since 1970's to around 2000. This indicates that the relationship between RCSL and JASL was a steady one, but the pipe was rather thin.

Although RCSL is an international organization and members from common law countries have been probably in the majority, the overall character of RCSL has been European. As such, members have brought diversified interests and points of view and also different sociological and legal traditions.

RCSL consists of Working Groups with various themes. But in each decade there seemed to be a dominant WG with a dominant theme, which affected the development of the sociology of law in Japan. From 1960's to 1970's, KOL was a popular theme and in Japan the Kawashima's argument on the Japanese legal consciousness was widely discussed. Since late 1970's, the WG on the Comparative Study of the Legal Profession has become the largest and dominant WG and many empirical studies on the legal profession have been conducted by generations of RCSL members. And since 1990's legal culture has become a hot theme and a WG was created on this theme, while workshops have been organized to discuss legal cultures from comparative perspectives.

This presentation will discuss more on empirical studies conducted by Japanese researchers under the influences of RCSL. The establishment of International Institute of Sociology of Law in Onati, Spain, in 1988 will be also discussed.

(4) Law & Society Association: Its History, Research Interests, Internationalization, and Challenges

MIYAZAWA, Setsuo (Aoyama Gakuin University & UC Hastings College of the Law)

The Law & Society Association (LSA) was established in 1964. It will celebrate its 50th anniversary at this year's annual meeting in Minneapolis. Its official journal, the Law & Society Review (LSR), was inaugurated in 1966. Now the LSA is clearly the largest association of socio-legal scholars in the world, and the LSR is one of the premier journals in socio-legal studies. Unlike the Japanese Association of Sociology of Law which membership is almost

totally limited to law professors, the LSA is highly interdisciplinary, and it includes many members from outside law.

Since it held a meeting jointly sponsored with the Research Committee on the Sociology of Law in Amsterdam in 1991, the LSA has become increasingly more international. It held annual meetings in Glasgow (1996), Budapest (2001), Vancouver (2002), Berlin (2007), and Quebec (2008), and a quarter of its members work outside the United States. Collaborative Research Networks (CRNs) were first established within the LSA in 2001 to encourage international collaboration. Now the LSA has more than 40 CRNs, and they are main organizers of sessions at LSA annual meetings.

In this presentation, I will discuss the following with regard to the LSA:

- 1) History;
- 2) Shifting research interests, with a special attention to the contents of the LSR;
- 3) Internationalization of activities, with a special attention to its relationship with Asia;
- 4) Challenges for the near future, with a special attention to the possible tension between inclusive and exclusive perspectives.

(5) *A Building-Up Platform to Share Comparative Socio-legal Information China, Japan, Korea and Taiwan*

SHEE, Amy Huey-Ling (National Chung-Cheng University, Taiwan)

In the contemporary information society of globalization and pluralism, the nature and methods of legal studies are undergoing tremendous changes. Consequently, it becomes crucial to promote ubiquitous exchanges of global socio-legal information across boundaries as well as to make intertwined use of information and technology in effective ways. This paper intends to introduce a long-term cross-national project to build up a CJKT (China, Japan, Korea, and Taiwan) user-friendly socio-legal information platform of cross-boundary collaborations which involves socio-legal and information technology scholars of Nagoya University, Renmin University of China (PRC), SKKU (Korea) and National Chung Cheng University (Taiwan).

The project has been working on three databases with website displays, namely, (1) the CJKT-KWICs that provides multilingual key-word-in-context search for CJKT laws (and judicial interpretations also in Taiwan), (2) a standard translation dictionary (STD) to include 15,000 (or more) keywords shared among CJKT in respective languages and English, and (3) a database of information packages (LawPack) to include comparative socio-legal information on chosen topics including legislative history, laws, judicial interpretations, court cases, academic writings and social findings.

(6) *Mutual Relationship among Japanese and Foreign Socio-Legal Studies*

II, Takayuki (Senshu University)

This paper tried to consider the state of Japanese socio-legal studies in the globalizing world.

The Japanese Association of Sociology of Law (JASL) was established in 1947. It is older than other major socio-legal organizations: ISA (1949), RCSL (1962), LSA (1964) and IISL (1988). It is one of the oldest socio-legal associations in the world.

Japanese sociology of law and the JASL seem to be born in order to understand and overcome the tension between written (Westernized) law and traditional social norms after opening the country in the mid-19th Century. Socio-legal scholars have had interests in studies of famous socio-legal giants. e.g., Ehrlich, Weber, Durkheim, Pound and others before WW II, the modernization of Japanese society after WW II, and Asian law and society and postmodernism in the 1980s.

When we map influential socio-legal scholars in Japan, who are intrinsically hard to define, they seem to belong to several schools or factions. Among others, Suehiro seems to have had great influence on the state of Japanese socio-legal studies. He fostered growths of Kawashima and Kaino, who later formed factions of Tokyo (Rokumoto), Kyoto (Tanase) and Waseda (Hata) universities. Aside from these factions, there have been many prominent socio-legal scholars, which include Chiba, Ishimura, Miyazawa, Sugawara, Sato and others, and socio-legally oriented positive law professors, researchers of other relevant fields and legal professionals.

As is well known, public sociology has recently been advocated by some sociologists, which include Michael Burawoy, a president of the ISA. According to Burawoy, public sociology is different from professional, policy and critical sociology. On the other hand, “public sociology of law” does not seem to have been discussed yet. Looking back Japanese socio-legal scholars, Kaino’s stance and works seem to fit “public sociology of law”. The public aspect of socio-legal studies can even be seen in Murayama, who belongs to the Tokyo university school but has tried to assist sufferers of the nuclear disaster in Fukushima by referring relevant legal schemes of foreign countries. This paper tries to illustrate that public and comparative approaches are characteristics of socio-legal studies in Japan as well as foreign countries even now.

法専門職の統合問題—ポスト「隣接」の在り方

コーディネータ：久保山力也
(名古屋大学／タシケント法科大学)

【報告】

生田和典（行政書士・前福岡県行政書士会会長）

野田昌利（行政書士・前福岡県行政書士会理事）

福田哲也（司法書士・日本司法書士会連合会中央研修所副所長）

宮嶋 泰（土地家屋調査士・土地家屋調査士会連合会副会長）

吉岡すずか（桐蔭横浜大学／明治大学）

オム・ドクス（大韓法務士協会）

ダニエル・フット（東京大学）

1 「統合問題」とは何か

司法制度改革審議会意見書（2001）は、現在に連なる改革の指針を示したものであるが、「隣接」を明記しその活用を謳う一方、弁護士を増員ならびに同改革が進展して以降は「隣接」制度につき、「担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある」として、再編の可能性を示している。法科大学院制度、弁護士制度改革が顕著に進展したかどうか見解が分かれるところではあるものの、他方「隣接」の問題はそのまま存置しており、今後なんらかの対策がとられるものとみられる。日本法社会学会においては、2011年度学術大会において、企画関連ミニシンポジウム「さまざまな法律専門職の新しい職域—競争と協調とのはざままで」が生まれ、統合問題についても意見交換がなされたところである。また韓国においても統合問題は焦眉の課題で、법률신문（法律新聞）2011年11月10日号には、法務士会からの統合提案が報じられている。

ところで本ミニシンポは「統合問題」と題しているが、論じ方は一義的ではない。すなわち、決して「隣接」を何が何でも統合させなければならないとして結論を一本化した上で議論を展開するものではなく、そもそも統合をする必要があるのか、あるいは統合という事態はほんとに起こり得るのか、ということ自体も議論のポイントである。さらにいえば、議論の前提となる「隣接」とは何か、具体的にどういった職業ないし資格が該当するのか、そういったことも本シンポジウムの争点に含まれるのである。また仮に統合やむなし、または統合を推進しなければならないとして、その方法にはさまざま想定される。たとえば弁護士が他の資格ないし職業を吸収するパターン、弁護士が他の資格ないし職業を系列化するパターン、弁護士以外の資格ないし職業が統合するパターンなど、「統合」の在り様も、その程度も、実際多様なのである。「統合問題」とは、弁護士と弁護士以外の法専門職等、法関連職等、リーガルサービスの担い手すべてにかかる大再編をにらんだ議論のことである。

2 パネリスト

パネリストについて、さまざまな立場の方に議論に参加していただくこととした。具体的には実務家として、生田氏、野田氏は行政書士の立場から、福田氏は司法書士の立場から、宮嶋氏は土地家屋調査士会の立場から、統合問題を論じる。いずれも各士業の重役を経験し、幅広い視野と先を

見据えた戦略眼の持ち主である。また研究者として、フット氏は司法改革に造詣が深く制度全体から、そしてグローバルな観点から統合問題に迫る。さらに吉岡氏は、弁護士会や地域におけるリーガルサービスの事情にあかるく、統合問題を実態的な側面から解く。これらのパネリストに加え今回ゲストとして韓国からオム氏を招き、韓国における統合問題では何が語られてきたか、議論いただく。コーディネータをつとめる久保山は、これまで「隣接」を解体し再生させる必要があるとして、統合問題について研究を進めてきた。

3 進め方

進め方等について、大きく3つの点で工夫を凝らした。

第1に、今回はテーマ趣旨から、通常ミニシンポの構造にとらわれず、パネリスト等による自由な議論を中心に据えることとした。すなわち、登壇者による報告→ディスカッション→フロア質疑応答といった形式によらず、当初よりディスカッション形式で行い、報告はなかばこれに取り込みつつ、議論を柔軟に展開させたいと考えている。

第2に、自由かつ活発な議論をするため、パネリストによるあらかじめの争点整理は行うものの、実質的な議論は当日会場で展開され、当然想定されなかった方向へ進むことがあり得る。またこれに関連し、当日参加の方々がフレキシブルに議論に参加できる方法をとりたい。

第3に、議論を踏まえ統合問題について、一応の結論を見出したいと考えている。すなわち、モデルを構想することで、統合問題の具体的な方向性を示したい。そこで、当日は統合問題を考えるために必要な資料をまとめ、参加者の方に配布する予定である。

4 ご連絡先

本ミニシンポについての連絡先は、rikiya26@hotmail.com（久保山力也）まで。なお、簡単な関連文献として、久保山力也（2012）「隣接」の解体と再生」法社会学 76号（当日も配布）を挙げておく。

児童期の性的虐待被害の回復をめぐる法と現状

コーディネータ：松本克美（立命館大学）

【報告】

「企画趣旨」 松本克美(立命館大学大学院法務研究科)

「臨床心理の観点から」 安田裕子(立命館大学文学部)

「児童期の性的虐待被害をめぐる法実務の現状」

吉田容子(弁護士。立命館大学大学院法務研究科)

「韓国の状況」 金成恩(立命館大学 法心理・司法臨床センター専門研究員)

「児童期の性的虐待被害をめぐる損害賠償請求訴訟と時の壁」 松本克美

【コメント】 原田綾子(名古屋大学法学部)

企画趣旨

近時、うつ病、PTSD等の症状を発症した30代の女性が精神科医の診断を受けたところ、その原因が児童期に叔父から受けた性的虐待被害にあることが判明し、加害者に不法行為責任に基づく損害賠償請求訴訟を提訴したところ、被告が加害行為の事実はおおむね認めたものの、「不法行為の時」から20年（民法724条後段）の除斥期間の経過を主張した事案がある。釧路地裁は、被告の主張を認めて、原告は継続的な性的虐待行為が終了した8歳の頃にすでにPTSD等を発症していたと考えられるとして、このときが不法行為の時であり、それから20年以上を経て原告の損害賠償請求権は法律上当然に消滅したと判示し、原告の請求を棄却した（釧路地判2013年4月16日）。

この釧路PTSD等事件は、新聞、テレビなど各種マスコミに大きくとりあげられるとともに、同様の被害に悩む被害体験者から数多くの投書等があり、一種の社会問題にもなっている。釧路地裁判決のような除斥期間論は、児童期の性的虐待被害を自覚し、ようやく加害者の法的責任を、自らが賠償請求権の権利主体として追及することによって被害を回復しようとする被害者の力（レジリエンス—回復力）を法の名の下で無に帰するに等しく、法的正義の在り方しても、重大な問題をはらんでいる。

本ミニシンポジウムでは、こうした問題をはらむ児童期の性的虐待被害の回復の問題を、時効・除斥期間という〈時の壁〉との関連をふまえて検討する。現在、法制審議会ですすすめられている民法（債権関係）改正論議の中では、時効法の改革も議論されているが、このような児童期の性的虐待被害の損害賠償請求権の特質に即した議論はなされていない。本ミニシンポジウムはこうした議論状況に一石を投じる契機としたい。

概要

第1報告で上記の企画趣旨を説明する。

第2報告では児童期の性的虐待被害の回復問題について臨床心理の観点から考察を行う。

第3報告では、児童期の性的虐待被害をめぐる法実務につき、国際的な人身売買の問題もからませながら、検討し、実務上の課題を析出する。

第4報告では、児童期の性的虐待被害の回復・防止に先進的に取り組んでいる韓国の法制度、現状を分析し報告する。

第5報告では、児童期の性的虐待被害と時の壁の問題を分析し、一定の提言をする。その際、2013年6月に成立したドイツの時効法改革で故意による性的自己決定の侵害に対する損害賠償請求権は、被害者が損害や加害者を知ったとしても通常の短期消滅時効期間（3年）の適用はなく、請求権成立から30年の長期時効の適用を受けただけであるとしたことの比較法的検討も行う。

以上の諸報告をふまえて、第5報告では、児童期の性的虐待被害との関連で、日本の時効法改革についても具体的提言を行う。

コメントでは、アメリカの法状況などもふまえて、上記報告へのコメントを行う。

【参考文献】

- ① 松本克美「児童期の性的虐待被害に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学 349 号, 2013 年
- ② 松本克美『続・時効と正義—消滅時効・除斥期間論の新たな展開』, 日本評論社, 2012 年
- ③ 村本邦子『暴力被害と女性：理解・脱出・回復』(昭和堂, 2001) 村本邦子編『対人援助額を拓く』(晃洋書房, 2013)
- ④ 村本邦子「チャイルド・セクシュアル・アブ्यूズ（子どもへの性的虐待）を考える」福祉と人間科学 3 号 144-165 頁 (1992)
- ⑤ 吉田容子「日本における人身取引の課題」アジア・太平洋人権レビュー2006, 現代人文社
- ⑥ 原田綾子『「虐待大国」アメリカの苦闘：児童虐待防止への取組みと家族福祉政策』(ミネルヴァ書房, 2008 年)
- ⑦ 森田ゆり『子どもへの性的虐待』(岩波新書, 2008)
- ⑧ 柴田朋『子どもの性虐待と人権 社会的ケア構築への視座』(明石書店, 2009)
- ⑨ 友田明美『新版 いやされない傷 児童虐待と傷ついていく脳』(診断と治療社, 2012)
- ⑩ 八木修司・岡本正子編著『性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援 児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア』(明石書店, 2012)
- ⑪ 大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』(信山社, 2014)

5月11日（日） 9:00～12:00

- ・ 個別報告分科会 C
- ・ ミニシンポジウム⑧（企画関連ミニシンポジウムⅡ）
「持続可能社会における環境・社会・経済の統合」
- ・ ミニシンポジウム⑨
「法社会学は法理論に独自の貢献をもたらるか？：
ブライアン・Z・タマナハの諸研究をめぐって」
- ・ ミニシンポジウム⑩
「裁判員はどのように考え議論するか」
- ・ ミニシンポジウム⑪
「震災への法的対応の検証と伝承」

「法」をいかに伝えるか

—日本の新聞と法律雑誌における法情報の変容—

郭薇（北海道大学）

本報告は、近代の日本社会において法情報がいかに伝達され法に関わる（言語）コミュニケーションを構築してきたかを分析するものである。研究方法として、新聞と法律雑誌という2つの法情報のジャンルを考察対象に、時間的な軸に沿ってテキストの構造、およびメディアの組織的特徴を分析し、法情報の変容を検討する。第一部では、1880年～2012年における刑事訴訟法改正に関する朝日新聞の記事を対象に、記事量、文体構成、発行地、主題分類、評価立場という五つの側面から報道の変化を分析した。その結果、新聞における法情報が政治の動向から日常の治安へと主題が変化しており、なかでも非専門家の情報源が重視されるようになってきたことが明らかになった。第二部では、1929年～1937年における『法律時報』の構成変化と1950年代～1960年代における刑事法改正（案）をめぐる特集記事の分析から、専門的な情報が深化しつつも法律雑誌としての社会的な伝達プロセスは、それぞれの時代における法律専門家の社会地位と連動していることがわかった。今回の分析から、法情報は、政治過程と法律専門家の言説を中心とする発信者主導の「普及型」モデルから、日常生活情報に接近したユーザの反応を重視する新たな「議論型」モデルへと変化していたことが示唆された。また、その変化によって、法律専門家の言説と社会的言説（世論）との齟齬が生じやすくなる傾向も指摘できる。

特別支援教育職員の障害児への人権意識と コンプライアンス評価表の考察

土橋圭子（愛知県立春日台養護学校）

昨年度の個別報告の中で報告者は、特別支援教育上の障害児の人権問題解決の取り組みプロセスにおける組織構造・組織体質・組織文化的状況の分析と、障害児の人権保障システムについて報告を行いました。特別支援教育における人権的課題の解決と組織の改善・発展には、他の学校教育紛争問題の解決と同様に、関係の修復という点において修復的司法の理念に根ざした「コミュニケーション・対話による解決」という方略は有効と感じます。しかし現実には、人権侵害行為に対する組織全体の認識の低さと事実の回避から、障害児の人権・コンプライアンスについて職場で自由に語り合い前向きに高め合う場の設定さえ困難な状況です。本報告では、このように組織内部に外部からの正当な目が入らず極めて透明性が低く、司法社会では決して賛同を得ることのない人権侵害行為が長年常態化し続ける組織に、障害児の人権意識・コンプライアンスを考える指標を提供し、問題の解決と組織の改善・発展に資する評価表の一考察を行います。司法専門家、他の障害児専門家の人権意識との差異を自覚する中で、人権意識の変革を促し、負の連鎖を抑制する評価表を考案します。また障害児の人権を考える上では、障害の特性等の専門的視点が必要不可欠です。これまで特別支援教育上で起こりやすい人権問題行為の事例を踏まえることで、実際の教育・指導上での気づきを促すことのできる評価表を目指します。

ひとはなぜごまかしをするのか？

－Moral Judgment の構造試論－

藤本亮（名古屋大学）

本報告では、モラル判断の直観性を重視する見地から、保険の不正請求がなされる認知的構造を探るものである。日本損害保険協会が2012年に実施したモラル意識調査データでは、さまざまな犯罪行為、脱法行為、不正請求、マナー違反などの40前後の規範違背行為についての許容度をたずねている。これらの項目を主成分分析によりクラスタ化すると、「明らかな犯罪行為」と「マナー違反行為」の中間にグルーピングされる項目群が析出される。保険の不正請求に着目すると、請求の根拠たる事実のない不正請求は「犯罪行為」項目群に、請求根拠たる事実はあるが金額や被害の程度についてのごまかしを含む不正請求は先の間接項目群に分類される。これらの分析を踏まえ、今後の実験計画法の理論モデルを検討する。個人規範と社会規範の文脈において「1. 当該行為が自分の良心（道徳意識）に反する（≒個人規範）」と「2. 当該行為が他者から悪く評価されるまたは法的に罰を受けるから避ける（≒社会規範）」は相対的に区別される。また、功利的な判断であっても「3. 当該行為の害悪の大きさ評価からしない（≒功利判断）」という判断軸と「4. 当該行為が「バレやすい」からしない（≒功利判断）」という判断軸は弁別されると思われる。これらの要因の組み合わせで、たとえば人々が請求金額をごまかしたりするという「ごまかし行為」に至ると考えられる。

市民に分かりやすい民事関連法律用語の言換えに関する研究

大河原眞美（高崎経済大学）

田中牧朗（国立国語研究所）

宮寄由美（国立国語研究所）

本報告では、市民の司法アクセス障害となっている難解な民法関連の法律用語についてわかりやすい言換えや説明を示す。わかりやすい解説にあたって、実務家へのアンケート調査（問題語記述調査）及び法律書籍と一般書籍等の語彙調査（コーパス調査）を行って、難解な法律用語の類型化をした。

コーパス調査は、法律の入門書からリスト化した民法用語234語について、国立国語研究所編『現代日本語書き言葉均衡コーパス』から検索ツール『中納言』で検索し、検索結果をダウンロードしたものを利用した。データの出典情報をもとに、法律分野の用例（法律語義）と非法律分野の用例（一般語義）とに分類し、それぞれについて具体的な用例、共起例、複合語例を示すことに重点を置いた語義の解説をした。また、意味領域の検討には類義関係を整理して説明した。

持続可能社会における環境・社会・経済の統合

コーディネータ：胡澤能生（早稲田大学）

企画趣旨

本シンポジウムでは、持続可能性を構成する三つの要素、経済・社会・環境の関係のあり方を念頭に置きながら、経済主体の一翼を担う協同組合、社会保障制度、環境法制、について検討する。また震災復興における地域社会の再生を持続可能社会への転換という観点から捉え、復興の現状を批判的に分析する。

資本主義を超える経済体制の形成に向けて

津田直則(桃山学院大学)

1. 分析の視点

富を生み出してきた現代のシステムがあちこちで破綻している。財政破綻、貧困、社会的格差等が広がり、自然までが狂いだしている。これらはすべて相互に関係があり、原因は資本主義経済体制にある。しかし通常は問題にされない経済体制のパラダイムをトータルに把握し掘り下げないと因果関係や全体像は見えない。自然の危機は大量生産システム、人間と自然の関係、宗教・科学等とも関係している。世界の危機の克服にはパラダイムの変革までが必要となっている。現代は歴史的転換期の時代にある。

2. 資本主義を超える新たな経済体制の形成

資本主義を超える経済体制の価値観やシステムの芽生えはすでに生まれ育っている。その理解のためには、現代社会の矛盾とそれを超える社会のビジョン分析、それを理念や価値で表現する必要性、そのニーズに応えるシステムや制度の探索などが必要である。筆者は資本主義の矛盾と危機を超える新たな経済体制を「連帯社会」と呼んでいる。めざすのは、競争システムと資本が労働を支配するシステムを変革し、奪い合いの資本主義社会を超えて、働く者と人間を大切にする分かち合いの連帯社会の実現である。

連帯社会は狭義と広義に分けることができる。狭義の連帯社会は、連帯に基づく人間社会として定義される。欧州における非営利セクターである社会的経済（social economy）の理念・価値、制度・システムがそのモデルである。高い効率も連帯によって実現するモデルが生まれている。日本では協同組合の世界はマイナーな研究対象であるが、欧州ではそうではない。新たな連帯社会では、株式会社に代わる協同組合が企業を中心となる。欧州の協同組合は予想を超える発展をみせている（重化学工業を除く全産業に広がっている）。

広義の連帯社会は、自然と人間の連帯を含む連帯社会として定義される。連帯社会では自然破壊ではなく自然との共生も連帯の一部である。東洋と西欧の思想は異質の世界であるが、日本の共生思想はパーマカルチャー思想の基礎となり、世界に広がり始めている。また持続可能な自然環境のためには、人間は自然の一部だと考える東洋の宗教を世界思想の基礎に据えるべきであり、科学と宗教は相互に接近すべき課題である。

3. 新たな文明への挑戦

連帯社会は新たな文明への挑戦である。連帯社会の基本理念は、自由ではなく、愛・正義・公正を中心に据えるべきである。そこから生まれる倫理価値は、非営利組織・企業がめざす理念の一部に備わっている。これらにより現代資本主義経済の矛盾や危機は克服できる。また上述したように、自然との共生は連帯社会の理念の一部である。連帯社会は新たな文明社会を築く思想、理念、仕組み（制度・システム）をもっている。

「21世紀型福祉国家」と持続可能性－震災復興支援を手がかりに－

菊池馨実(早稲田大学)

1. 本報告の視点

超少子高齢社会を迎え、日本の社会保障制度は変革を迫られている。本報告では、第1に、20世紀型福祉国家の展開と今日的諸課題につき、「持続可能性」概念に留意しながら明らかにする。第2に、そうしたマクロレベルの「持続可能性」を展望するにあたって、社会保障（福祉）制度のみならず経済や環境との関係をも意識せざるを得ない東日本大震災の復興支援における福祉的支援の在り方に目を転じ、そうしたミクロレベルでの考察から、将来のわが国に向けた幾ばくかの示唆を得ることをねらいとする。

2. 福祉国家の展開と今日的課題

- (1) 社会保障とリスク
- (2) 福祉国家と貧困：①福祉国家の展開
②福祉レジームからみた日本
- (3) 貧困から社会的排除へ：①貧困対策から社会的包摂策へ
②セーフティネットの今日的意義
- (4) 社会保障制度の改革動向：①社会保障・税一体改革
②社会保障制度改革国民会議報告書
③1970年代モデルから21世紀日本モデルへ
④社会保障制度改革推進法（プログラム法）
- (5) 社会保障制度の持続可能性

3. 東日本大震災と復興支援－福島県浪江町を題材に－

- (1) 浪江町の現状
- (2) 復興まちづくりに向けた具体像－浪江宣言 13.03－
- (3) 福祉的支援の方向性と課題：①コミュニティの復興
②事業モデルの構築
③原発災害の影響
- (4) 超高齢少子社会日本の先進モデル

4. むすびにかえて

国内法における持続可能性原則の位置づけ－環境サステナビリティの視点から

大久保規子(大阪大学)

1 はじめに

- ・本報告の対象は国内法（国際法は取り扱わない）
- ・諸外国の判例における持続可能性原則の展開（同原則違反を理由に、開発許可等を違法とする判決の登場）

2 実定法上の持続可能性概念

(1) 持続可能性に関する実定法上の規定

①基本法における持続可能性概念：

- a) 東日本大震災復興基本法
- b) バイオマス基本法 29 条
- c) 生物多様性基本法 1 条等
- d) 海洋基本法 1 条等
- e) 観光立国推進基本法

②その他の法律における持続可能性概念:

- a) 社会保障分野「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」等
- b) 財政「公債特例法」（特例公債の発行額の抑制に関する 3 条：持続可能な財政構造）
- c) 土地利用分野「国土強靱化法」（基本方針に関する 8 条）
- d) 消費者分野「消費者教育推進法」（消費者市民社会の定義に関する 2 条）
- e) 環境分野「環境保全取組促進法」（目的規定 1 条等）

(2) 実定法における持続可能性の意義

- ①定義規定の不在
- ②法律相互の関係（軋轢の可能性）

(3) 環境法における持続可能性の意義

3 環境サステナビリティの確保と法制度改革の必要性

(1) 基本施策，基本計画レベルでの措置:

- ① S E A（戦略的環境アセスメント）の欠如
- ②環境基本計画との調和，環境大臣の意見に関する規定の意義

(2) ローカルレベルでの持続可能性原則の統合可能性：交通分野での環境と福祉の統合

4 おわりにー持続可能性と市民参加

震災復興と地域の持続可能性

佐藤岩夫(東京大学)

本報告では、ミニシンポジウムの主題「持続可能社会における環境・社会・経済の統合」に関連し、東日本大震災から 3 年あまりが立つ時期において、被災地の復興計画・復興事業の進捗状況を精査し、それらが、各地域・コミュニティの持続可能な発展を展望しうるものとなっているかどうか、持続可能性の点で課題があるとすればいかなる要因に基づくかを分析し、その結果から、持続可能社会に向けた法原理・法政策への示唆を得ることにしたい。その際、本ミニシンポジウムの重要な視角である環境・福祉・社会的経済の 3 つの柱との接点にも注目する。震災復興の問題は局所的テーマであると同時に、その経験・示唆は今後の日本社会の全体的・長期的な課題・方向性を考えるための重要な手がかりを与えるものと期待される。

1. はじめに：報告のねらい

2. 何が問題か：地域の将来像（持続可能性）をめぐる議論は十分か？

- (1) 前提の確認：震災以前からの課題
- (2) 復興計画・復興事業の現状
- (3) 地域の将来像（持続可能性）をめぐる議論＝「出口戦略」の不十分さ

3. 何が原因か：主要アクターの資源・情報の点から

- (1) 大規模復興プロジェクト（オーバープランニング）の局面
- (2) 過小プランニングの局面
- (3) 基礎自治体・住民の計画主体性・民主的正統性・実体的適切性

4. 展望に代えて

法社会学は法理論に独自の貢献をもたらすか？

—ブライアン・Z・タマナハの諸研究をめぐって—

コーディネータ：那須耕介（京都大学）

【報告】

那須耕介(京都大学)

松尾弘(慶應義塾大学)

長谷川貴陽史(首都代学東京)

戒能通弘(同志社大学)

企画趣旨

ブライアン・Z・タマナハ教授（ワシントン大）の業績を複数の側面から検討する。タマナハ教授は従来、法多元主義・開発法学研究の批判的検討や米国の法実践・法思想における法道具主義的傾向への批判、また米国法思想史における形式主義対リアリズム法学の対立構図の克服の試み、あるいは近年の米国における法曹養成システムの破綻の指摘などの研究活動で知られてきた。本企画は、これら多方面にわたる彼の研究領域間の相互対照と、そこに一貫する背景的関心の探求とを通じ、その全体像に迫ることを直接の課題としたい。特に彼が提唱・展開してきた、経験科学（社会学的・歴史的研究）との連携に重点をおいた一般法理学(*general jurisprudence of law and society*)の含意と可能性、その問題点を、複数の側面から浮き彫りにすることがその主要な目的である。この作業を通じて、近年困却されるきらいのあった、法の理論的研究と経験的研究の関係をとらえなおすための機会を探ってみたい。

このような関心から、パネリストには法哲学、法思想史学、開発法学の研究者が加わり、それぞれの観点からタマナハ教授の業績に接近することをめざす。

残念ながら日本におけるタマナハ教授の業績に関する研究は、管見の限りまだきわめて限定的である。最も多くの議論が蓄積されてきたのは、おそらく開発法学、法多元主義に関する彼の見解であろう。このことに鑑みて、本企画は松尾弘会員をパネリストに迎え、タマナハ教授の法理論への関心が最初に育まれた土壌としての開発法学に注目し、この文脈のなかで彼が展開してきた見解を紹介、検討する。

タマナハ教授の関心はその後、非西欧地域における「法の支配」の追求の可能性と意義という問題関心から、米国における「法の支配」が直面している困難へと視点を移す。そこで特に注目されたのが 20 世紀の米国法思想を席卷した法道具主義である。彼はこの思想が法理論と法実践の両面に深く浸透した過程を追跡し、その背景に形式主義法学・リアリズム法学の峻別と対立とを自明の前提としてきた米国独自の法思想があるという洞察の下、この図式そのものの解体に取り組んできた。この探求過程の特異性と意義については、近現代の英米法思想史の視点から、戒能通弘会員が検討をおこなう。

近年のタマナハ教授は、一方で米国の法律家養成システムの破綻に関する経験的研究を展開する一方で、米国のリアリズム法学の伝統が、大陸における歴史法学、さらにはモンテスキューに

まで遡る—自然法論にも法実証主義にも回収されない—独自の潮流をなしているという見方を展開し、法理論が歴史研究や社会学などの経験的研究との連携のなかで形成され、検討されるべきであるという従来からの立場を一層明確にしつつある。パネリストの長谷川貴陽史会員は、この企ての意義と問題点について、検討をおこなう。

【参考文献】

Tamanaha, Brian Z.

- ・ “The Lessons of Law-and-Development Studies,” 89 *American Journal of International Law* 470 (1995)
[松尾弘訳「開発法学の教訓」慶應法学4号, 227-269頁, 2006年]
- ・ *Realistic Socio-Legal Theory: Pragmatism and a Social Theory of Law* (Clarendon Press 1997)
- ・ *A General Jurisprudence of Law and Society* (Oxford University Press 2001)
- ・ *On The Rule of Law: History, Politics, Theory* (Cambridge University Press 2004) [四本健二監訳『法の支配をめぐる 歴史・政治・理論』現代人文社, 2011年]
- ・ *Law as a Means to an End: Threat to the Rule of Law* (Cambridge University Press 2006)
- ・ “Understanding Legal Pluralism: Past to Present, Local to Global,” 30 *Sydney Law Review* 375 (2008)
- ・ *Beyond the Formalist-Realist Divide: The Role of Politics in Judging* (Princeton University Press 2010)
- ・ “The Primacy of Society and the Failures of Law and Development,” 44 *Cornell International Law Journal* 209 (2011)
- ・ *Failing Law Schools* (Chicago University Press 2012) [樋口和彦・大河原眞美『アメリカ・ロースクールの凋落』花伝社, 2013年]

松尾弘

- ・ 「開発と『良い政府』—開発法学への『良い政府』・『良い統治』論の寄与」(法社会学第56号, 216-233頁, 2002年)
- ・ 『良い統治と法の支配 開発法学の挑戦』(日本評論社, 2009年)
- ・ 『開発法学の基礎理論 良好統治のための法律学』(勁草書房, 2012年)

戒能通弘

- ・ 『近代英米法思想の展開 ホップズ=クック論争からリアリズム法学まで』(ミネルヴァ書房, 2013年)

*なお、タマナハ教授は5月末～6月上旬にかけ、神戸記念レクチャーおよびその関連セミナー（日本法哲学会・IVR 日本支部その他の共催）のため来日する予定である。本企画のコーディネータはその統括責任者であり、またパネルの大半は各講演・セミナーでの指定討論者である。

裁判員はどのように考え議論するか

コーディネータ：北村隆憲（東海大学）

企画趣旨

日本の裁判員制度について導入から一定の時間が経過し、これまでの経験を評価・再検討すべき時期が来ている。しかし、評議の実際についてのデータが得られないこともあり、その制度の核心である評議についての経験的研究はいまだ少ない。例えば、市民による法的判断は「コモンセンス・ジャスティス」と呼ばれることがあるが、そもそも評議相互行為における「常識（コモンセンス）」とはどのようなものであり、評議プロセスのなかで実際にどのようにそれが働いているのかについて、十分な検討はなされてはいない。あるいはまた、制度導入前から、裁判官と裁判員との間にある知識や経験の非対称性が評議に悪影響を与えるのではないかという懸念も存在したが、こうした非対称性（があるとすれば）それはどのようなものであり、実際の評議相互行為においてどのように作用する（しない）かについても十分な研究はなされていない。

評議をどのような側面から検討するにせよ、まずそれがどのように行われているかを知らなければならぬ。つまり、まず何よりも、評議における相互行為の秩序を細かく記述・分析することが必要である。こうした評議相互行為を研究するための有望なアプローチとして、エスノメソドロジーと会話分析（EMCA）の方法論がある。このアプローチは、相互行為の参加者たちが実際に行う会話（相互行為）を録音・録画して、そこから詳細なトランスクリプトを作成し、それらを精査することで、リアルタイムに、どのような相互行為の秩序が生成し、それがどのような相互行為上の帰結を生み出しているのかを、評議参加者たちの相互主観的な視点から、分析・記述するものである。このミニシンポでは、主としてこの研究アプローチを利用して、さまざまな模擬評議データから、評議の相互行為の秩序とその特徴を分析し、どのような新たな知見を生み出すことができるかを示してみたい。対話の促進役として、刑事法専攻のコメンテータを迎え、刑事法学の視点からも批判的議論をお願いする。

エスノメソドロジー・会話分析(EMCA)は法をどう理解したか？

—初期エスノメソドロジーを中心に—

櫻村志郎(神戸大学)

ガーフィンケルによって提唱された EMCA 研究は、通例的社会学の方法から区別される一貫した社会研究の視角である。その独特の方法論的立場の理解の困難さのためか、その知見をいかにして法社会的関心に結びつけるかについては明瞭でない部分がある。本報告ではこれについて一つの方針を示したい。

周知のように、ガーフィンケルは陪審員評議の研究の途上で、陪審員が陪審員にふさわしいやり方で事実の認定を行なおうとすることが実践的方法論の行使である—すなわちプラグマティ

ックな行為として分析できる—という EMCA の着想をえた。EMCA による社会的行為の分析は、社会的行為のプラグマティックな構造（いかにそれを行なうか）に焦点をあわせる。それは、通例的社会学が社会的行為の分析を行なうときしばしばその心的動機（なぜそれを行なうか）に焦点をあてる傾向をもつことと対照的である。

本報告では、ガーフィンケルの初期の研究（1967 年ごろまで）を手がかりにしつつ、EMCA の視角によれば、法が、人がいかに他人をコントロールしようとするかにかかわる文化的基準とその方法論—ある文化のもとである人やその行為の動機や結果を評価したりまたその他の仕方でも対処したりするという特殊な種類の社会的諸行為の方法論—として研究できると示唆し、EMCA 研究と法社会学的関心を結びつける一つの可能性を示したい。

評議参加者はどのように「話し手」となるのか

小宮友根(明治学院大学社会学部付属研究所)

裁判員制度の意義はしばしば「国民の健全な常識」を刑事司法に反映させることだと言われる。しかしその一方で、刑事裁判に参加した裁判員が、そこで何ができれば「健全な常識」を反映させたことになるのかについて、評議参加者の具体的な経験に即した考察は未だほとんど行なわれていない。

本報告では、そうした考察の初めの一步として、評議参加者が評議の場で「話し手」となる仕方に注目した分析（発言の順番交替の分析）をおこなう。評議の場では、裁判官が司会をつとめる会議型の順番交替と、いつ誰がどれくらい話すのか決まっていない日常会話型の順番交替の双方があらわれる。その中で、評議参加者がいつどのように「話し手」となるのか／なれるのかという問いは、参加者たち自身にとっての重要な関心事である。他方言うまでもなく、話し手となることができなければ意見を述べることもできず、それゆえまた「健全な常識」を「刑事司法に反映」させることもできないのだから、上記の問いは裁判員裁判を理念に沿ったものにしようとする研究者や実践者にとっても重要なものであるはずだ。

当日の報告では、模擬裁判の評議を録音・録画したデータを用い、特に多人数会話状況で生じる順番交替問題とその解決に焦点を当て分析をおこなう予定である。そこから、評議の進行において留意すべき事柄について、何らかの話題提供ができればと考えている。

評議における発話の位置とデザインに関する特徴とその意味

北村隆憲(東海大学)

模擬裁判データのなかで、裁判官と裁判員とがさまざまな発言を行う際の、いくつかの特徴的な発話位置（会話の流れのどこで発言するか）と発話デザイン（どのように発言するか）が観察された。たとえば、陪席裁判官は、相互行為上必ずしも応答が求められてはいない場合にも、裁判員の発言の「次の」位置において、率先して裁判員の発言を再定式化（発言を言い換えつつの変容させる）しつつ、高い認識上の地位を主張するデザインで非人称的形式の発言を行う場面が見られた。それに対して、裁判員は、他の裁判員の意見の「次の」位置で発言をすることはあるが、裁判官の発言の「次の」位置で裁判官発言に対して意見を述べることはほとんどない。このような特徴は、評議における行為の意味についての不透明性と、裁判員の意見に十分に徴しつつ評議を管理するという相互行為上のジレンマに由来する可能性がある。

本報告では、このような、裁判官と裁判員双方による発言の位置とデザイン上の若干の特徴と、こうした特徴が生じる相互行為上の理由とその帰結とについて、話題提供を行う。

修復組織から見た裁判員裁判の評議コミュニケーションの特徴

森本郁代(関西学院大学法学部)

2009年に開始された裁判員制度は、それまで行政や専門家に任されてきた領域への市民参加の潮流の代表的な例であるが、裁判官と裁判員の間には知識や経験においてきわめて大きな非対称性があることは言うまでもない。裁判員制度における評議は、法律や裁判について素人である裁判員だけでなく、それまで知識や経験を共有する者同士での評議しか経験してこなかった裁判官にとっても、まったく未知の経験であり、両者にとって大きな挑戦である。しかし、こうした非対称性が評議のコミュニケーションにどのような形で表れているのかは必ずしも明らかではない。

本報告は、裁判官及び裁判員が、自己の発話を言い直す「修復」というふるまいに焦点を当て、裁判官と裁判員が、評議という活動をどのように捉えているのか、そして、評議において自己や他の参加者のふるまいをどのように捉えているのかを明らかにする。その上で、評議コミュニケーションが、「裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断すること（「裁判員と裁判官の協働」）」という裁判員制度の趣旨に照らしてどうあるべきか、修復の具体例をもとに、参加者ととともに議論したいと考えている。

震災への法的対応の検証と伝承

コーディネータ：飯考行（専修大学）

震災への法的対応の検証と伝承—企画趣旨

飯考行(専修大学)

本ミニシンポジウムの目的は、幾多の災害の中で、近年、大きな被害をもたらされた、阪神・淡路大震災と東日本大震災を中心に、震災への法的対応のあり方を、被災者・地に留意して検証するとともに、その教訓を今後活かすべく、伝承をはかることにある。

阪神・淡路大震災後、池田恒男は、その経過に鑑みて、「復興対策を含め阪神・淡路大震災の再現を防ぐために法と法学に何が必要か」を論じた（「震災対策・復興法制の展開軸と震災法学の課題—現代技術主義法学批判と国家原論としての「市民社会」の復権を求めて」（法律時報連載、後に甲斐道太郎編著『大震災と法』（同文館、2000）所収）。論述に際しては、末弘の「事実で法を洗う」の言が引かれ、社会で一定の構造を持つ現実の深みから法と法理論を検証し、その役割を再考察する法社会的アプローチがとられた（11頁）。

東日本大震災後、法学関係の論考は多数公表されているものの、上記の池田の問題関心に沿うものはいまだ多くないように見受けられる。そこで、本ミニシンポジウムでは、東日本大震災後の法的対応を、実定法と法理論のみならず、立法と法実務にも視野を広げ、池田の問題提起にできるだけ即して検討する。

まず、津久井進により、法実務から見た阪神・淡路大震災と東日本大震災への法的対応が比較検討され、宮定章により、両震災後のまちづくり支援活動の実践にもとづく現実の一端が示される。次に、金子由芳により、東日本大震災後の被災地での見聞と海外比較を踏まえた立法案が構想され、堀井秀知により、ポスト東日本大震災の法的対応の構想と取り組みが報告される。最後に、池田の問題提起に耐えるミニシンポジウムであったかどうか、池田本人のコメントを受けて、来場者との質疑を交えた意見交換を行う。

阪神・淡路大震災と東日本大震災の法的対応の比較

津久井進(弁護士・兵庫県弁護士会)

災害という事象は、一つとして同じものではなく、地理的条件、社会環境、時代背景という前提の違いや、発生した災害種別、その態様によって大きく異なる。「災害には顔がある」ということである。当然、法的対応も違ってくるはずであるし、変わらなければならない。

では、阪神・淡路大震災と東日本大震災の法的対応では、何がどう違っていったのか。報告者は5つの視点から整理を試みたい。

第1に、災害直後の対応である。事前の備えが無く、手探りの中で試行を重ねた阪神・淡路大震災における兵庫県弁護士会の対応と、一応の備えを準備していたものの予想を超える大規模災害・原発事故に困難を強いられた日弁連や各地の弁護士会の対応を比較する。

第2に、法律相談である。大量の相談需要と未知なる法的論点に取り組んだ阪神・淡路大震災と、行政機能が麻痺した被災地において情報提供の役割を果たし、また、法的ニーズの収集を行うこととなった東日本大震災の被災地における法律相談の意義の違いを比較する。

第3に、ADR（又は私的紛争解決）である。いずれの震災でもADR等は効果的で重要な役

割を果たしたが、未だ黎明期にあった阪神・淡路大震災と、一定の成果と実績の蓄積のある東日本大震災では、活用される範囲と効果に大きな違いがある。今後の課題も含めて検討する。

第4に、立法活動である。阪神・淡路大震災と東日本大震災では、震災対応の立法活動に大きな差がある。弁護士が果たした役割も飛躍的な前進があったと言える。一方、立法関与者として、対立する利害の調整をはじめ、新たな苦悩に直面している。

第5に、防災への関与である。今や防災について法制度の果たす役割は大きい。しかるに法曹実務家の関与は薄い。阪神・淡路大震災後の反省と、東日本大震災後の課題を、それぞれ比較する。

復興事業において被災者の生活再建やまちづくり協議会の変遷から見えたこと

一阪神・淡路大震災と東日本大震災を比較して一

宮定章(特定非営利活動法人まち・コミュニケーション)

阪神・淡路大震災から15年目に住民から「(何もできないことは知っていたが,)ただそばに居て一緒に考えてくれるだけで心強かった。」と、当団体は言われた。まちづくりにおいて素人であったため、地元で常駐し、復興事業が前提となる話題だけでなく、一人一人の生活再建のお話を聴き、震災で失った社会関係を取り戻すため様々なコミュニティー再建活動を住民と共に取り組んできた。2012年からは、東日本大震災で被災した宮城県石巻市雄勝町にて20日間/月滞在し支援している。

その中で感じたことは、主に下記である。

1. 復興事業(基盤整備)は、完了まで時間(数年)がかかる。住み慣れた地区へ戻りたいと多くの被災者が望んだが、数年間の仮の生活には耐えられず多くの者が転出せざるえなかった。地区内再建をした住民の親睦や商店においては、流入人口はあるものの、現在も地域構造の変化によって問題を抱えている。
2. 復興事業の事業メニューにおいては、成立過程や予算配分から見ても、地区の基盤整備等が優先されている。既に決定した事業メニューの枠の中で住民の声を聴くため、地域を代表する協議会が作られる場合が多い。よって、事業メニューに耐えられない(漏れる)住民の期待した会議はならないので、参加者が限定され、全ての被災者の声をあげられる会議になりにくかった。
3. 事業決定から数年時間が経過すると、まち協役員が会を主体的に運営していると思われる(実際役員はほぼ毎日活動に時間を割いている)。それは、(事業メニューの限られた中から選んだにも拘わらず)役員が事業決定をしたと思われる。そのため、事業メニューから漏れた方々や参加していない方と、まち協役員の間で溝ができた。双方の要望に対し、基本的には、どちらか一方しか選択できない事業メニューが多く、地区住民同士で対立することがあり、信頼関係に負の影響を与えた。

本会では、事例報告を通じ、地区を持続的に運営するためには、地区で被災した多くの住民が、震災前の社会関係を取り戻しながら、生活再建の選択肢を考えられる環境を確保し、その上で一人一人の被災者の生活再建の想いを基にした選択肢のある復興事業制度設計が、必要であることに想いを巡らせたい。

震災復興における国家と私権—災害復興基本法への論点—

金子由芳(神戸大学)

災害復興における世界的傾向として、住民参加型の制度構築を促した2005年「国連兵庫行動枠組み」(HFA)の終結を機に、世界銀行等の推進する”build-back-better”型の防災投資促進論が強

まり、2015年国連仙台防災会議の方向性にも影響を与えている。そこでは復興ニーズ調査から復興計画・事業実施へと連なる国家主導手続が前提され、いわば災害復興の迅速化を大義名分とする特例手続法が、実体法の私権秩序を書き換え、被災者不在の開発志向に向かう懸念がある。

同様の問題は東日本大震災後の日本でも生じた。復興まちづくり計画の決定手続について、2011年「東日本大震災復興特別区域法」が行政内部の協議会に決定権を集約する特区方式を採用し、都市計画決定その他の平時法の手続を一括して規制緩和し、同様の枠組みは2013年「大規模災害復興法」で恒久化され、また南海トラフ地震等を見据えた“事前復興計画”を促す2011年「津波防災地域づくり法」や、その財源措置である2013年「南海トラフ地震防災対策促進特措法」改正へ引き継がれた。

また事業手続段階では、もっぱら登記済み所有権者を対象とし借地権等を度外視する運用、防潮堤用地取得の簡素化など、迅速性を錦の御旗とする私権の軽視が観察される。公法過程で阻害された被災者の私権は、さらに私法の側でも「罹災都市借地借家臨時処理法」廃止にみるように保護が後退し、あたかも災害復興を取り巻く法制度全般が、“人間の復興”から遠ざかり、“build-back-better”型へ傾斜を深めているようにみえる。

報告者は、主に岩手県被災地における継続的観察に基づき、同じ津波災害であった2004年スマトラ津波以後のインドネシアやタイの制度状況、2011年クライストチャーチ地震復興、また一方、イタリアの2009年ラクイラ地震復興の例に見るように長期の被災者支援を提供しあえて息の長い復興計画を進める欧州の動向にも目配りしつつ、被災者を中核に据え直す「災害復興基本法」の課題に言及する。

南海地震の被災者等への法的支援に向けて一地元弁護士による取組と課題一

堀井秀知(弁護士・徳島弁護士会)

南海地震は、100年に150年の周期で発生し、直近に発生した昭和南海地震でも、死者1000名を超える大きな被害をもたらしている。また、東日本大震災がもたらした甚大な被害、及び、被災地の弁護士、弁護士会の対応は、四国の弁護士、弁護士会にとっても、大きな危機感を抱かせてしかるべきものであった。

もともと、2013年11月15日、四国弁護士会連合会が主催したシンポジウム「震災における弁護士・弁護士会の役割―連携と継続―」によって、ようやく本格的な南海地震へ向けた取組が始まったことは率直に認めなければならない。

また、上記シンポジウムの開催にあたり、報告者は、東日本大震災の被災地弁護士会をはじめとする各地に調査に出向き、また、調査資料の検討を行った。その結果、①法的支援のあり方、②法的支援のための連携の必要性、③災害発生前に取り組むべき問題と継続の必要性、④さらに翻って、そもそもなぜ対策を進まなかったのか等、多くの課題が浮き彫りとなったと考えている。

現在、上記シンポジウムを受けて、四国弁護士会連合会では、「来たるべき巨大地震に備える宣言」を採択するとともに、前述したとおり、本格的な南海地震対策へ向けた取組を始めている。

報告者は、上記シンポジウムの準備からその後の取組に携わっており、本報告では、その過程を通じて浮き彫りとなった前述した課題についての検討を試みることで、南海地震の法的対応のあり方を考えるうえでの一つの材料となればと考えている。

コメンテータ：池田恒夫（龍谷大学）

5月11日（日） 13:00～16:50

- ・全体シンポジウム

「持続可能な社会への転換期における法と法学」

全体シンポジウム

持続可能な社会への転換期における法と法学

コーディネータ： 榎澤能生（早稲田大学）
司 会： 高村学人（立命館大学）
雨宮洋美（富山大学）

1. 企画趣旨

榎澤能生(早稲田大学)

現代産業社会は「将来世代が自らの必要を満たす能力を損なうことなく、現在世代の必要性を満たすような発展」を実現する持続可能社会へと転換することを求められている。この転換は、包括的な社会改造を意識的に推し進めることによってしか達成されない。現にドイツ政府は2002年に「持続可能戦略2002」という政策文書で、あらゆる分野の政策を持続可能性の下に包摂することを宣言し、2年ごとに政策の進捗状況を確認しつつ前進しようとしている。その際、学術の多様な分野から研究者を結集して「持続可能な発展のための評議会」を設置し、その助言を政策へ反映しようとしている。転換への道筋を示し社会を誘導することが、21世紀社会における学術の直面する喫緊の課題となっているのである。

学術に対するこの社会的要請に、法社会学は如何に応えることができるのだろうか。2014年度の学術大会を、これを考える機会としたいというのが企画者の意図である。法社会学がこの課題に取り組む必然性があるとするならば、それは持続可能性の概念が、経済、社会、環境という異分野の統合の課題を内包している限り、一法分野を単位として構成される学会では取り組めない課題を、法分野を横断する法社会学では扱うことができるということに求められよう。今回は主として以下の課題を念頭に置いて、シンポジウムを構成することにした。

1. 「持続可能性」概念：持続可能性の概念は多義的である。ここでは経済成長や生産力の発展を前提としなくても成り立つ持続可能性をどのように構想することができるのか、という問題に経済学の知見を借りながらアプローチしてみたい（諸富報告）。

2. 持続可能性と法概念：持続可能性は、法概念にいかなる変容を求めるのだろうか。今回は昨年の学会テーマであった「所有権」に焦点を当てて考える。金融危機の背後には実経済から大きく乖離した、金融商品の高頻度取引があり、これは近代的所有権概念の絶対性、観念性、抽象性を出発点としている。都市の土地所有権（五十嵐報告、企画関連ミニシンポⅠ）や、協同組合的企業所有権（企画関連ミニシンポⅡの津田報告）を対象として、所有主体と客体との非観念的、現実的有機的関係形成の可能性を法的に表現する、持続可能社会での新しい所有権概念を構想することができないか、を議論してみたい。

3. 転換期におけるリージョナル法の展望：経済だけがグローバル化し、法と政治は国民国家に取り残されている。これが金融危機、貧困・格差、地球温暖化を発生させている根本の要因である。危機を回避し持続可能社会への転換を準備するためには、EUの実験に学びながらアジアにおいて国民国家を超えたレベルで国家性、法規範をどのように展望するか、という課題に取り組まなければならない（金子報告、諸富報告）。

2. 所有権の位相と現代総有法の提唱

五十嵐敬喜(法政大学, 弁護士)

1. 所有権に異変が起きている.

戦後「土地」(所有権)は絶対的, すなわち利用, 収益, 処分の自由なものとして最高の物(権利)とされてきた. それがピークに達したのがいわゆるバブル期であり, 利用(国土開発), 収益(投機), 処分(転がし)の各機能が最大限発揮された. しかしそれ以降反転して二極分解を始めている. 東京都心部を頂点にして相次ぐ容積率の緩和などによりそれは超高層の乱立, 無限代利益, ファンドの投資による異様な流通というようにバブル期を超える活性化状況を呈しているのに対し, 他方でたとえば森林, 農地, 限界集落, マンション・団地などでの空室, 商店街等の閉鎖など様々な場所・場面で利用, 収益, 処分が機能停止のような状態となってきた. つまり土地所有権の光と影のドラマがすさまじい勢いで繰り広げられているのである. その原因はいろいろ指摘できるが日本の少子・高齢化現象は後者, つまり所有権の影を色濃くさせていき, やがては個々の所有権者はもちろん地域, 自治体, あるいは漁業, 農業, 林業などを崩壊させるであろう.

2. 対応策

日本国憲法を頂点とする日本法秩序の絶対的所有権(あるいは近代的所有権)は「光」の部分と適格的ではあるが, 「影」の部分に対しては, 絶対的所有権を保持する限り極めて困難となる.

3. 所有権論の転換

これに対して, 影の部分再生させるために, 土地の個々の利用ではなく地域の主体(総有主体)によって計画的に共同利用される(所有権と利用権の分離, 定期借地権の活用など)という現代総有論を提唱したい. しかしこれについてはその効用をはじめと様々な論点がある. イ 入会権などの古典的総有論とどこが違うのか, ロ コモンズ論との関係, ハ 総有主体はNPO, 株式会社, 組合などとどこが違うその内部規律はどうなるか, ニ 収益はどのように使われるのか, ホ 日本の法秩序の中で許容されうるのか, ヘ 法学分野だけでなく政治, 経済, 社会, 人類, 環境, 生態学など他の分野の学問と共有しうるかなどなどである.

これらについて被災地をはじめとするさまざまな実践を重ねながら解答を見出していきたいというのが私の考えである.

【参考文献】

- ・五十嵐敬喜編著『現代総有論序説』(株式会社ブックエンド社 2014年)

3. アジアの問題状況—土地法改革にみる持続的開発論の略奪

金子由芳(神戸大学)

国際援助において持続的開発論が主唱されてのち、参加型開発アプローチが主流化し、慣習法や”informal justice”の尊重が言われてきた。しかしこうした建前の背後で、世界銀行等の有力ドナーが現実には推進する法整備支援においては、所有権絶対化・契約自治型のモデルが浸透し、外資導入促進・規制緩和型の国際貿易投資協定の展開と相まって、発展途上国の法整備を新自由主義的な経済成長追求の道具とする方向へ導いている。土地法分野はその典型であるといえる。日本 ODA によるカンボジア民法典支援（1999～2011）は、世銀等が推進する土地法と正面衝突したが、類似の土地法改革はアジア・アフリカ全般で推進されており、その焦点は、① トーレンズ式登記制度による初期化された抽象的土地権原の確立、② 権原登記のない無主地を国有地と断定し払下げ、③ 慣習権登記制度、の3点セットである。土地法改革の推進根拠は「自作農創出のための土地再分配」「弱者保護」とされるが、現実には土地利用を行ってきた自作農の権利は立証の困難に直面し、①の権原初期化によってリセットされ、あるいは②の無主地国有化により囲い込まれていく。③は慣習的生活基盤について「持分」の分割を前提し「社会的進化」に伴う消滅を組み込む。

こうした現代の土地法改革が、植民地時代に収奪手段として採用された制度設計と酷似していることは興味深い。英国統治時代のビルマで、従来から自作農の私的所有観念が浸透していたに拘らず、ライヤットワーリー制による自作地安堵が不適合だとして、短期的占有を前提するスコッター制に基づく土地保有権と荒地払下げ制が導入され、土地なし農民の激増を来したが、まさに自作農創出理念を標榜しながら実際には土地流動化・税収増大に照準を置く制度設計が、現代の土地法改革と重なり合う。また宅地供給・防災・森林保全・資源保護といった「公共目的」を建前に、私権剥奪を正当化する土地収用法・災害法・森林法等の公法手続法も植民地時代に端を発し、現代の法整備支援の原型といえる。

ドナー主導の「開発」が植民地収奪の再来であるならば、持続的開発をめざす法整備はアジアの内側から追求されるしかない。そのような生みの苦しみはアジア各地の土地紛争として生起しており、そこには抽象的所有権と現実生活者の小作権・借地権・入会権等が激しく対峙し、日本法の近代化以降の経験と重なりあう。本報告では、同じく津波被災後の土地利用規制や区画整理に直面する東日本とインドネシア・アチェやタイ南部の制度状況の対比にも言及しつつ、自然環境と長期融和的に生き続けようとする生活者の利用権を中核に据えた法整備の要件について考える。

4. 経済学から見た「持続可能な発展」の概念と国境を越えるガバナンスの構築

諸富徹(京都大学)

1. 「持続可能な発展」とは何か
 - 1.1. 発展とは何か
 - 1.2. 「強い持続可能性」と「弱い持続可能性」
 - 1.3. 経済・社会・環境の持続可能性
 - 1.4. 発展概念の豊富化とセンの「潜在能力」概念
2. 「社会関係資本」とは何か
 - 2.1. 「社会資本」論から「社会的共通資本」論へ
 - 2.2. 社会的共通資本概念の再定義
3. 「社会関係資本」と持続可能な発展
 - 3.1. 「社会関係資本」とは何か～資本概念のさらなる拡張～
 - 3.2. 社会関係資本の蓄積と減耗～政府機能の構造変化～
 - 3.3. 経済のグローバル化と社会関係資本
4. グローバル化と資本主義システムの変貌
 - 4.1. ニクソン・ショック
 - 4.2. 金融が資本主義を変えた
 - 4.3. 頻発する通貨危機
 - 4.4. トービン税とは何か
 - 4.5. EU 金融取引税の挑戦
5. 国境を越えるガバナンスの構築
 - 5.1. グローバルタックスとは何か
 - 5.2. フランス「国際連帯税」の先駆性
 - 5.3. 租税, 国家, 資本主義
 - 5.4. 国境を越える課税権力
 - 5.5. グローバルレベルでの課税権力の民主主義的統制の必要性～それは可能か？

【参考文献】

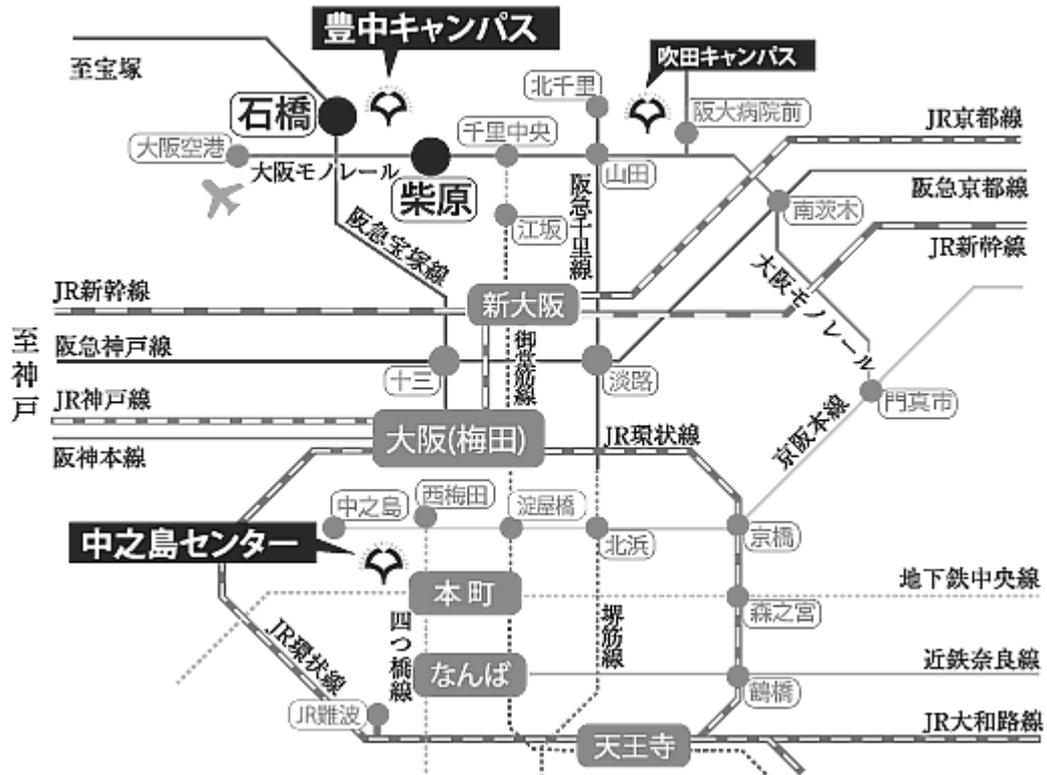
- ・ 諸富徹 (2013) 『わたしたちはなぜ税金を納めるのか：租税の経済思想史』新潮選書
- ・ 諸富徹 (2003) 『環境』岩波書店

コメンテータ: 広渡清吾(専修大学)

【会場案内】

大阪大学豊中キャンパス（〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-6）

最寄駅：阪急石橋駅（徒歩約 16 分）、大阪モノレール柴原駅（徒歩約 11 分）

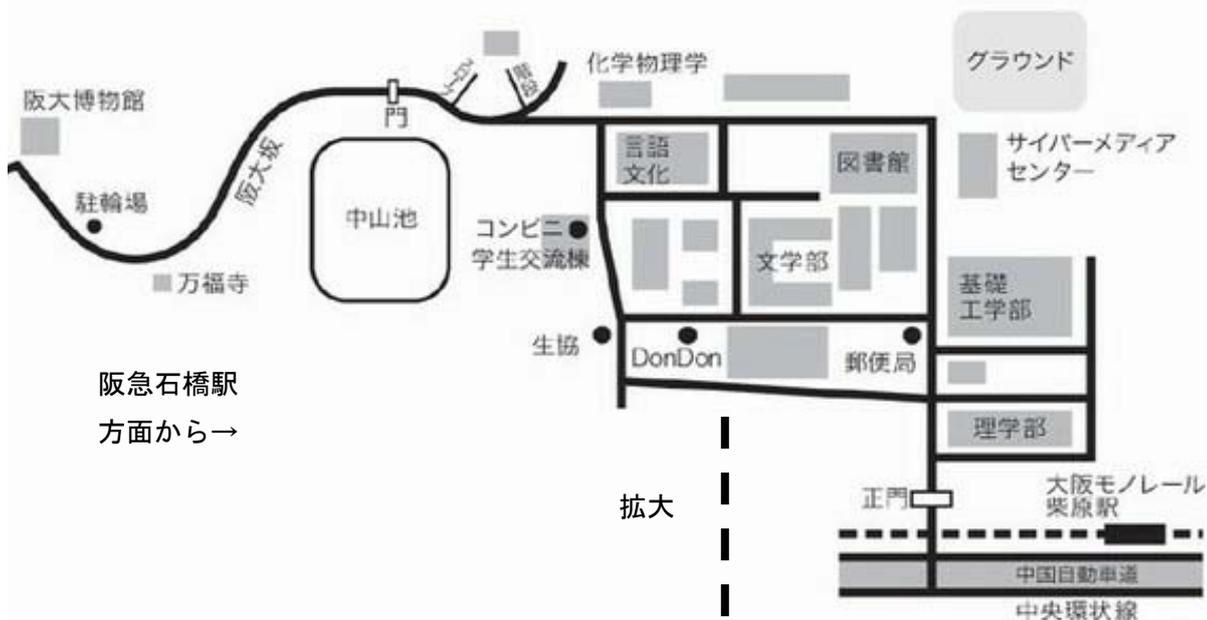


【開催場所】

学術大会開催場所（5月10日〔土〕および11日〔日〕）：法経講義棟

若手ワークショップ開催場所（5月9日〔金〕13時～17時30分）：

法経大学院総合研究棟 4階大会議室



阪急石橋駅
方面から→

拡大

